

第2期 太子町地域福祉計画 太子町地域福祉活動計画

平成28年度～平成32年度



平成28年3月
太子町
社会福祉法人 太子町社会福祉協議会



はじめに

少子高齢化や核家族化の急速な進展、産業構造の変化等により、地域住民のつながりや地域への帰属意識の低下など、地域を取り巻く環境は大きく変化してきました。本町では、地域生活の様々な課題に対応するため、平成20年3月に『太子町地域福祉計画』を策定し、住民や関係団体との協働による地域福祉活動の充実に努めてきました。



計画の策定以降も、社会経済環境が大きく変化する中、配偶者暴力、高齢者・障がい者・児童への虐待、貧困の連鎖などが継続した課題となっています。また、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人も増加しています。

このような中で、太子町地域福祉計画の計画期間が終了することから、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「第2期太子町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

地域福祉推進に関わる地域福祉計画と、地域福祉推進を実働的に担う社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体として策定することで、それぞれの立場において、お互いの役割を担い、相互に連携、補完、補強し合いながら、地域福祉推進に向けた車の両輪として、地域福祉を進展させていきます。

本計画においては、「第5次太子町総合計画」（平成28年度～平成37年度）の基本理念を踏まえ、これまでの計画で掲げられてきた地域福祉の基本理念である「みんながつながる連携のまちー太子ーすべての住民がいいきと暮らせるまち」の内容を継承するとともに、人とひととが結び、互いに支え合う和のところで、地域住民一人ひとりが自立しつつ、誰もが互いにふれあい、支え合い、安心していきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

最後に、今回の計画策定にあたり、ご尽力いただきました地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケートで貴重なご意見をいただきました住民の皆様、ヒアリング調査にご協力いただきました関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

平成28年3月

太子町長 浅野克己

はじめに

平素は、地域福祉の充実と発展のため太子町社会福祉協議会に対し、温かいご支援とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、ひとり暮らし世帯の増加などにより、地域社会や家族の相互扶助機能の低下、身近な住民との交流の減少など、地域力が弱体化しており、地域住民相互のつながり「絆」の大切さなどが重要となっています。

そうしたなか太子町社会福祉協議会では、昭和34年10月に発足以来、住民や関係団体との協働による地域福祉活動の充実に努めてきました。

太子町で暮らすすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民同士のつながりと支え合いなくして実現することはできません。

そのためにも、今回の一体的な「第2期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」により、町と社会福祉協議会が同じ目標をもつこととなり、社会福祉協議会としては、より強力に地域福祉の推進を図ることができ、今まで以上に、住民参加の地域福祉活動を展開することができ、着実な地域福祉の推進をしてまいりたいと考えておりますので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見、御提言を頂きました地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査、ヒアリング調査を通じて御協力頂きました多くの皆様、関係機関の方々に対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

社会福祉法人

太子町社会福祉協議会 会長 田中 一勲



目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	地域福祉とは	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	6
5	計画の策定体制	6
第 2 章	地域福祉を取り巻く現状と課題	7
1	太子町の地域福祉を取り巻く現状	7
2	アンケート調査から見える現状	16
3	ヒアリング結果から見える現状	34
4	前期計画からみえる課題	35
第 3 章	計画の基本的な考え方	37
1	基本理念	37
2	基本目標	38
3	計画の体系	40

第4章	施策の展開	41
1	支援が必要な人を支える地域づくり	41
	(1) 支え合いの仕組みづくり	41
	(2) 地域におけるセーフティネットの構築	42
	(3) すべての人が安心して出かけられる環境づくり	44
	(4) 人権と権利擁護を推進し、虐待を防ぐ仕組みづくり	45
2	安心して健康に暮らせる地域づくり	47
	(1) 地域で住み続けるための仕組みづくり	47
	(2) 安心して暮らせる仕組みづくり	49
	(3) 健康に暮らせる地域づくり	50
	(4) 地域で子どもが健やかに育つ仕組みづくり	52
	(5) 防犯・防災の推進	53
3	地域活動を支える担い手づくり	55
	(1) ボランティアの育成・充実	55
	(2) NPO・ボランティア団体活動の支援	56
	(3) ボランティア等の活動基盤の充実	57
4	適切な支援につなげる体制づくり	59
	(1) 地域の相談体制の充実	59
	(2) 地域施設の有効活用と交流	61
	(3) 情報提供体制の充実	63
第5章	計画の評価・推進体制	65
1	計画の推進体制	65
2	計画の普及啓発	65
3	計画の進行管理	66
資料編		67
1	用語解説	67
2	計画の策定経過	73
3	設置要綱	74
4	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿	77

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の急速な進展、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりや地域への帰属意識の低下が進み、かつてあったような家庭や地域における相互扶助機能が低下しています。

こうしたなか、地域住民と行政が有機的に連携し、地域に根差した地域福祉活動を展開することの重要性が増し、地域の中で「お互いに助け合い、支え合える関係づくり」をすすめるため、それぞれの立場で何ができるのかを考えていくための地域福祉計画の策定が求められています。

太子町では、社会福祉法に基づき、平成20年3月に「“みんながつながる連携のまち—太子—”すべての住民がいきいきと暮らせるまち」を基本理念とする『太子町地域福祉計画』を策定し、住民や関係団体との協働による地域福祉活動の充実に努めてきました。

第1期計画の策定以降も、社会経済環境が大きく変化するなかで、自殺者の増加、配偶者暴力、高齢者・障がい者・児童への虐待、貧困の連鎖などが継続した課題となっています。

また、「無縁社会」という言葉に象徴されるように、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人も増加しています。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、緊急時に備えた見守り・助け合い活動の重要性が再認識されるようになりました。人とひととのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことが重要であり、地域住民の助け合いの意識を高め、互いの顔が見え、互いに声をかけ合うことができる“地域の絆づくり”が求められています。

そこで、より複雑化・多様化していく地域の困りごとに対応するため、生活困窮者自立支援法や災害対策基本法等の一部を改正する法律の制定などを踏まえながら、支え合いの仕組みづくりを充実していくことが求められています。本町の地域福祉の更なる推進を図り、だれもが地域の中で孤立することなく、生涯を通して安心して暮らすことができる福祉のまちの実現をするため、「第2期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」を策定するものです。

2 地域福祉とは

地域における福祉を取り巻く環境は大きく変わり、介護保険制度や障がい福祉サービスに象徴されるように、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用することができるようになるとともに、地域住民一人ひとりがさらに身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが求められてきています。

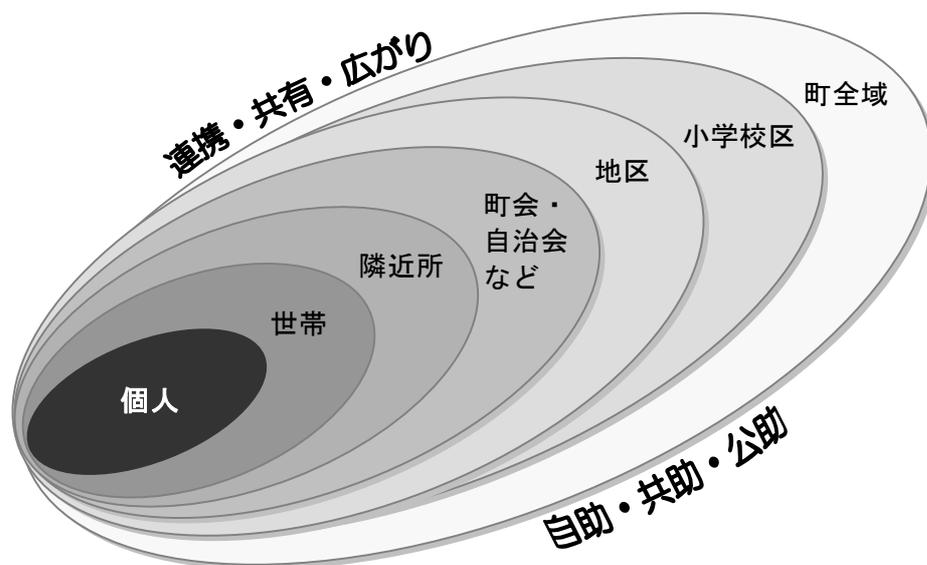
しかし、少子高齢化や核家族化の急速な進行や生活様式の多様化を背景に、地域住民のつながりや助け合いの意識は希薄化し、かつてあったような住民相互の支え合い等の「地域力」の低下が指摘されています。そのような中、地域でひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。

こうした生活上の問題を解決したり、日常生活における自立を支援するには、行政による福祉サービスだけでなく、地域住民同士で支え合うことが欠かせません。

公・民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合いの活動を連携、共有していくことが、地域福祉の役割です。

「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取組み内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。

本計画での「地域」という範囲は、『課題を共有し、その課題に取り組む共通認識をもち、具体的な行動を起こしやすい』範囲と捉えます。その中で目的をもってつくられたボランティアやサロンといった活動が、自助・共助・公助の概念のもと、地域間で連携、共有し、広がりをもてるよう協働で取り組んでいきます。



3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ ●●●●●●●●●●

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本町の地域福祉を推進するため、地域住民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、地域福祉計画を策定いたしました。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項 ●●●●●●●●●●

地域福祉計画は、次の3項目を一体的に定めることが求められています。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【その他】

○ 要配慮者の支援（避難行動要支援者）

平成19年8月に、厚生労働省から「要援護者の支援方針について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示され、市町村地域福祉計画に要援護者の把握や情報共有等に関する事項を盛り込むことが示されています。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村に義務付けること等が規定されました。また、この改正を受け、内閣府は避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）を策定・公表しました。

○ 生活困窮者の支援

平成 24 年 10 月に、全国社会福祉協議会から「社協・生活支援活動強化方針」が示されました。また、平成 25 年 1 月には、厚生労働省から「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」が示されています。平成 26 年 3 月には「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が厚生労働省より通知されました。

【新たな生活困窮者支援制度の基本的な考え方】

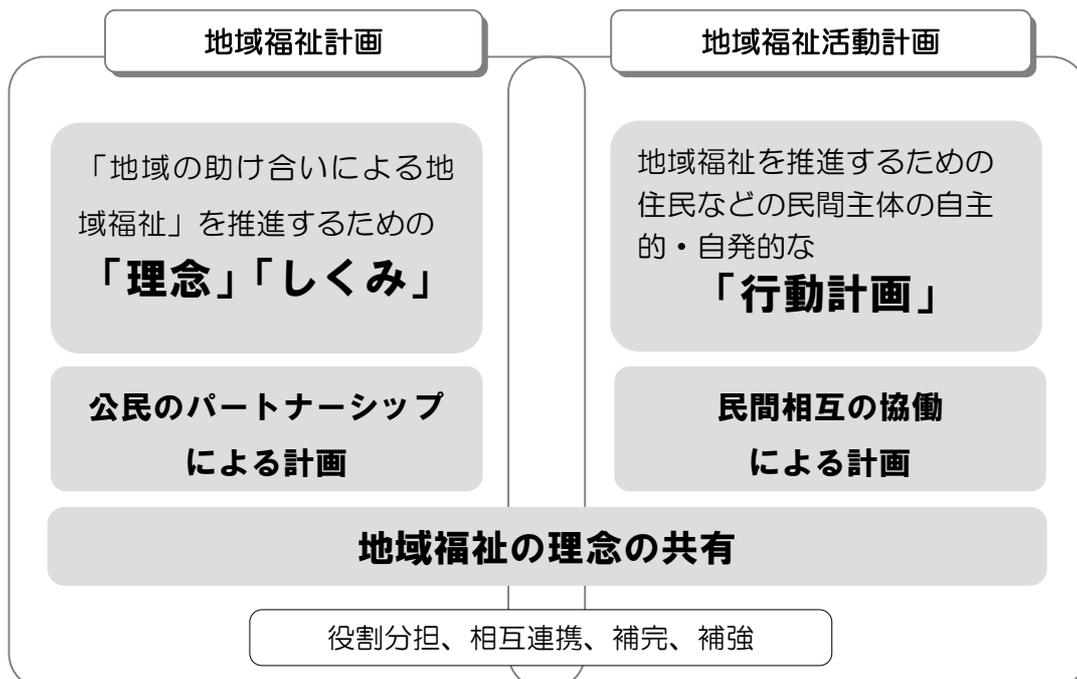
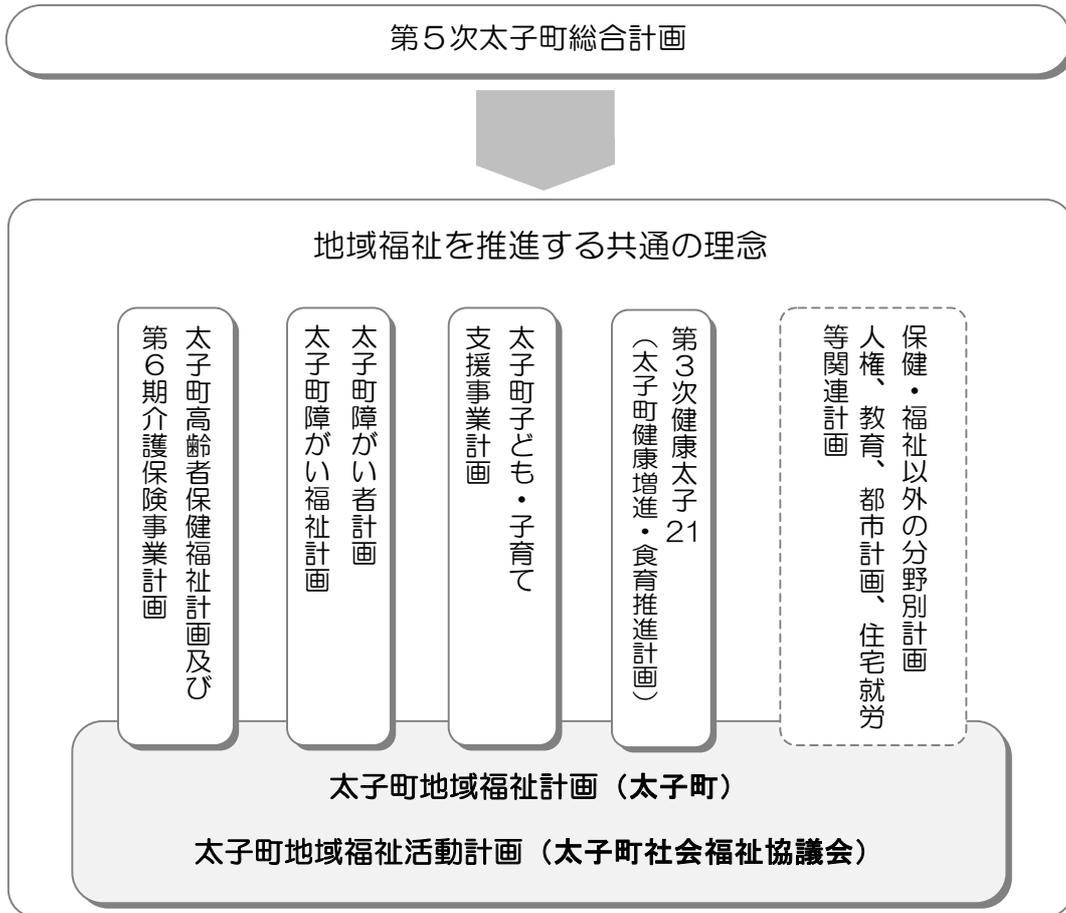
新たな生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図るものです。

（3）分野別計画・関連計画との関係 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉計画は、第 5 次総合計画（平成 28 年度～平成 37 年度）の政策体系を踏まえ、身近な地域で地域福祉を推進することで総合計画の目標を実現する計画であり、第 5 次総合計画と整合性を図りながら策定しました。

そのほか、町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

また、住民・各種団体・福祉関連事業所等が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容への誘導策を整理し町としての地域福祉推進に関わる地域福祉計画と、地域福祉推進を実働的に担う社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体として策定します。



4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年とします。

なお、国、大阪府などの動向を踏まえるとともに、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
第 5 次太子町総合計画 (平成 28 年～37 年)									
第 2 期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画 (平成 28 年度～32 年度)									

5 計画の策定体制

本計画は、学識経験者、福祉・教育分野の関係者、太子町社会福祉協議会、福祉活動団体、住民代表、幅広い分野の関係者を委員とする「太子町地域福祉計画策定委員会」において審議し、策定しました。

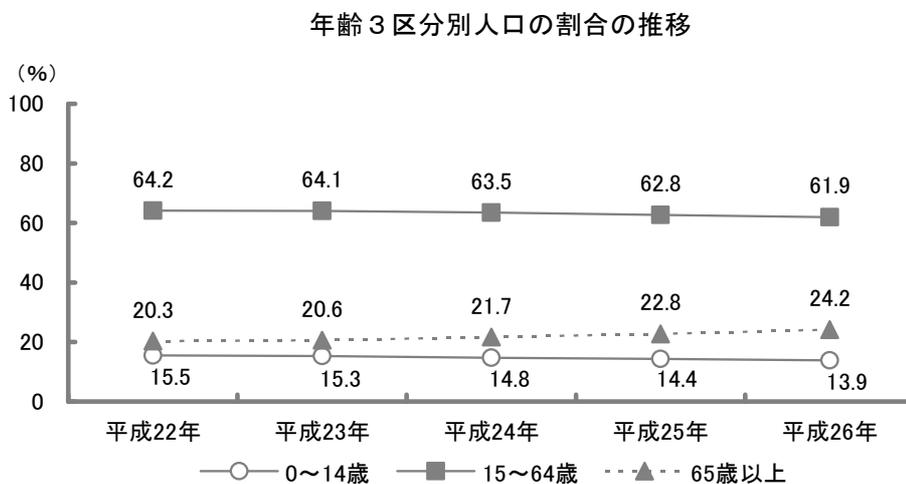
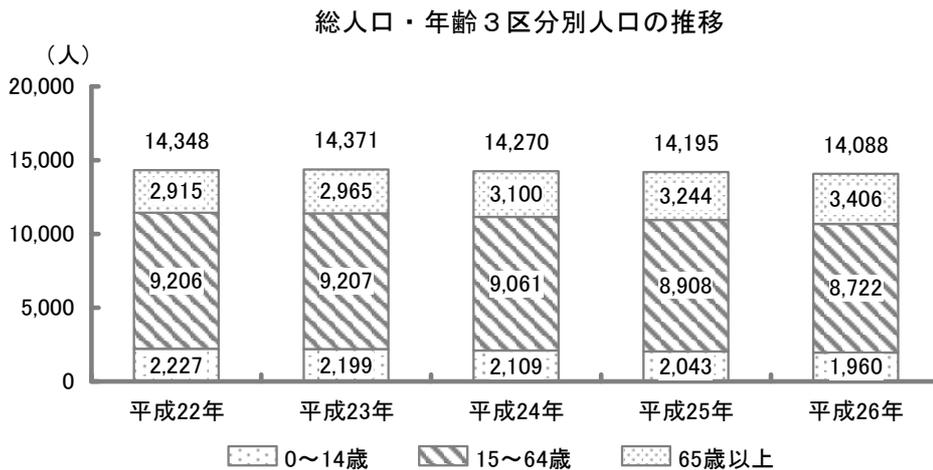
第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

1 太子町の地域福祉を取り巻く現状

(1) 年齢3区分別人口の推移 ●●●●●●●●●●

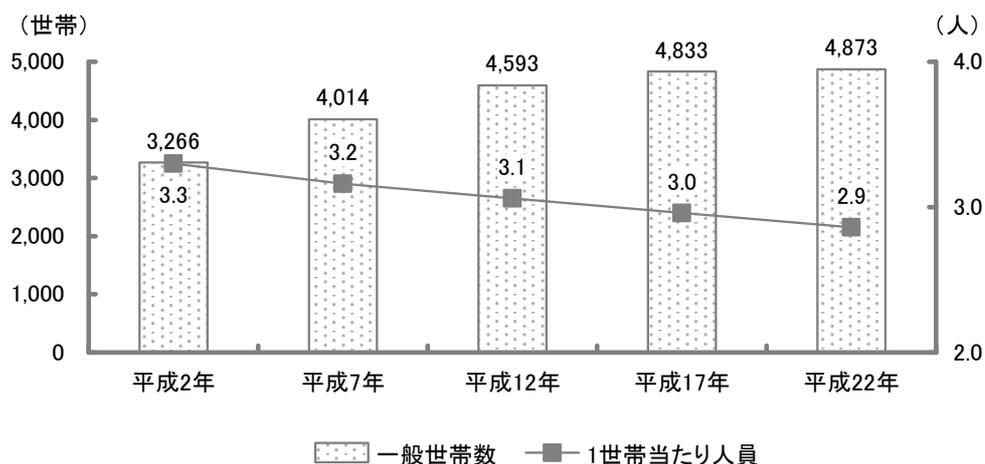
総人口の推移をみると、平成26年では14,088人となっており、平成22年に比べ260人の減少となっています。年齢3区分別人口別でみると、0～14歳、15～64歳で減少している一方、65歳以上は増加しています。平成26年の高齢化率は24.2%と国、府に比べて低くなっていますが、平成22年に比べると急激に増加しています。



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移 ●●●●●●●●●●

世帯数及び1世帯あたりの人員の推移は、世帯数は年々増えていますが、1世帯あたりの人員は平成22年では2.9人となっており、平成2年の3.3人から0.4人減少しています。

世帯数及び1世帯あたり人員の推移

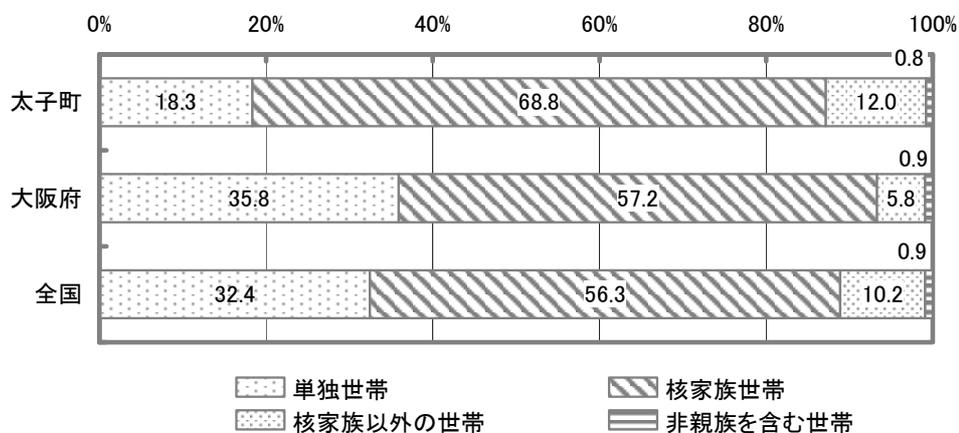


資料：国勢調査

(3) 世帯類型別構成比 ●●●●●●●●●●

平成22年の世帯類型別構成比をみると、大阪府、全国と比べ、単独世帯の割合が低くなっています。一方、核家族世帯、核家族以外の世帯の割合が高くなっています。

世帯類型別構成比

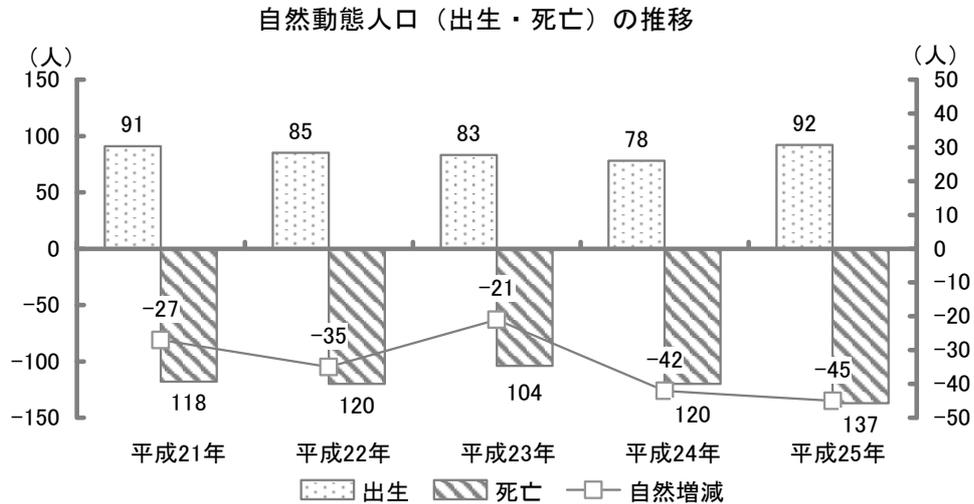


※核家族とは、一般世帯（施設等の世帯を除く）のなかで親族のみの世帯のうち次の4つの世帯のこと。①夫婦のみの世帯、②夫婦と子どもから成る世帯、③男親と子どもから成る世帯、④女親と子どもから成る世帯

資料：平成22年国勢調査

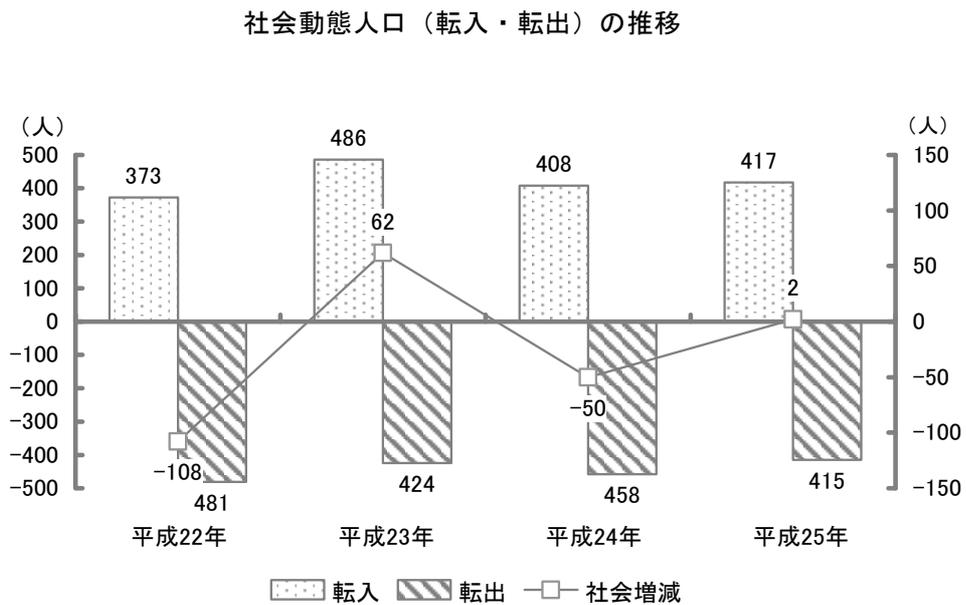
(4) 自然動態人口（出生・死亡）の推移 ●●●●●●●●●●

自然動態人口は、出生数が平成21年の91人より平成24年の78人まで減少傾向にありましたが、平成25年で92人と増加しております。死亡数では平成23年以降増加傾向にあり、平成25年では137人となっています。



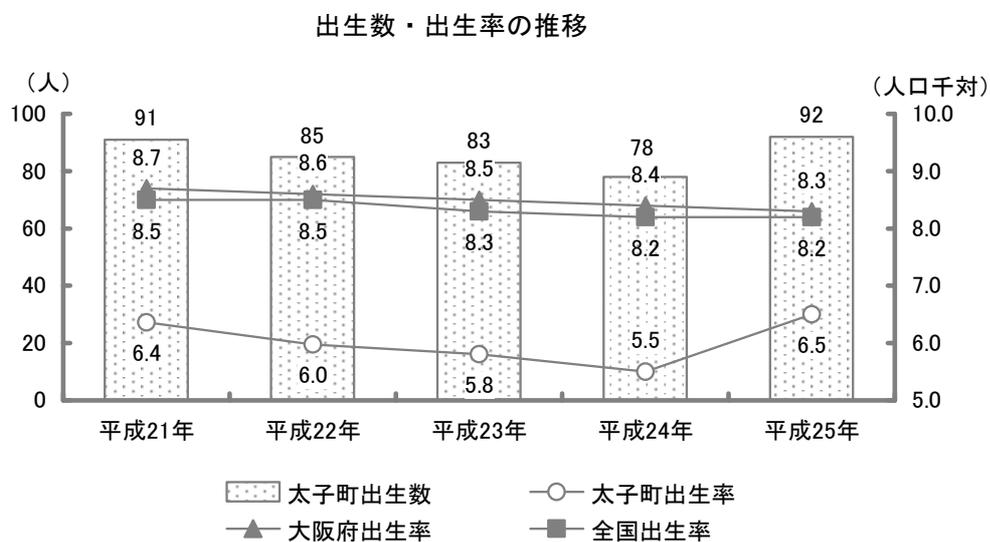
(5) 社会動態人口（転入・転出）の推移 ●●●●●●●●●●

社会動態人口は、平成22年以降増減を繰り返しており、平成25年では2人の社会増となっています。



(6) 出生数・出生率の推移 ●●●●●●●●●●

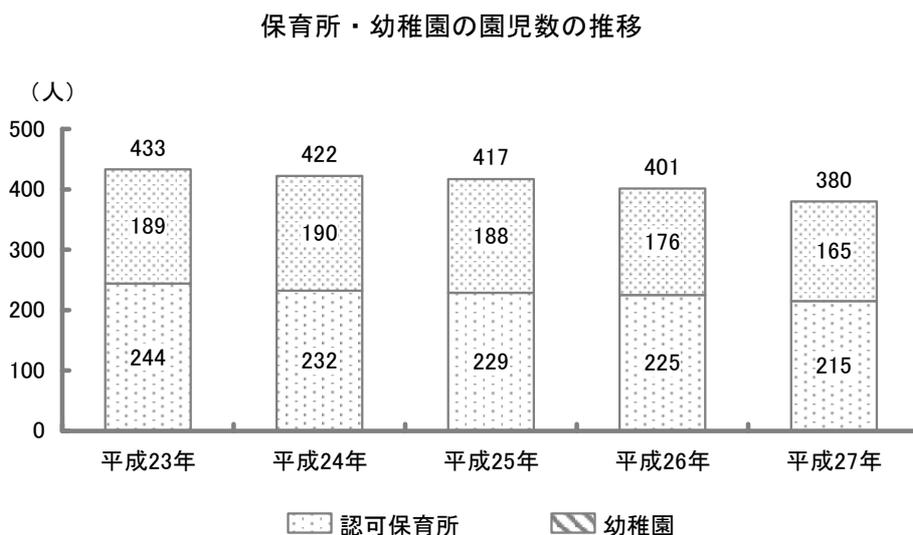
人口千人当たりの出生率は、大阪府、全国と比べ、下回っています。



資料：大阪府人口動態統計

(7) 保育所・幼稚園の園児数の推移 ●●●●●●●●●●

保育所・幼稚園の園児数の推移をみると、平成26年で380人となっており、平成23年度と比べ53人の減少となっています。

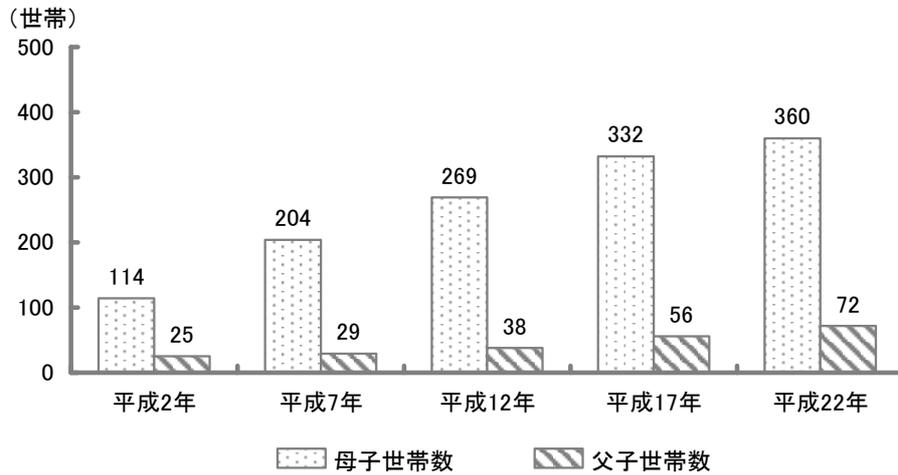


資料：庁内資料（各年4月1日）

(8) ひとり親世帯の状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

ひとり親世帯の状況をみると、母子世帯数が平成2年より急激に増加しており、平成22年では360世帯となっています。

ひとり親世帯の状況

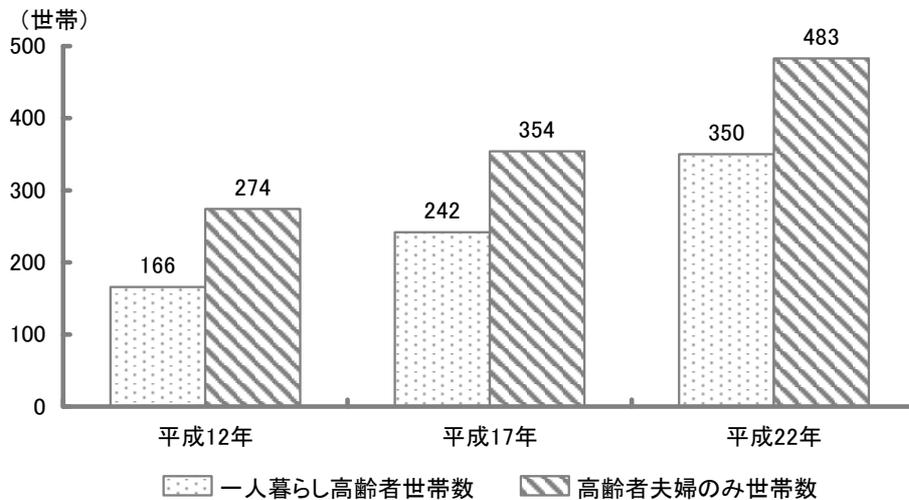


資料：国勢調査

(9) 高齢者世帯の状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

高齢者世帯は、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯ともに年々増加しており、平成22年では833世帯となっています。

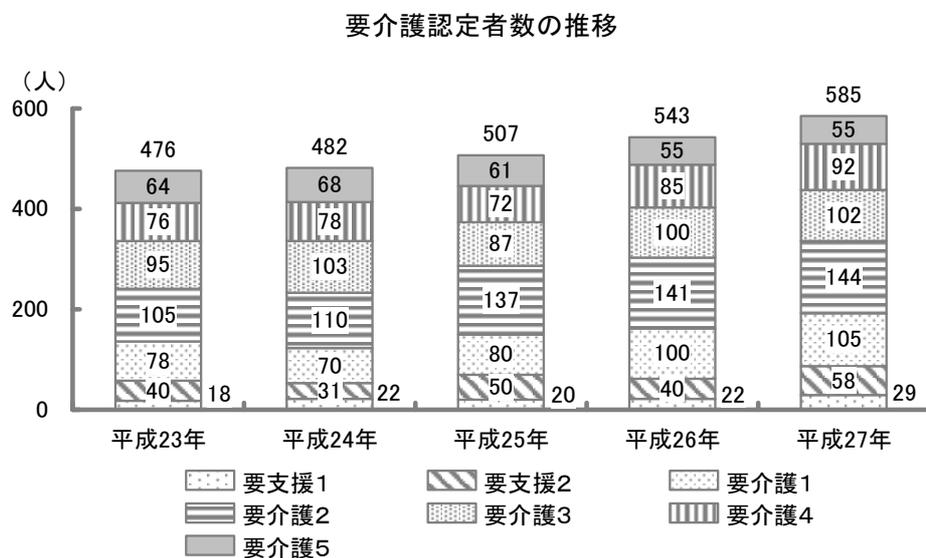
高齢者世帯の状況



資料：国勢調査

(10) 要介護認定者数の推移 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

要介護認定者数は、平成 27 年に 585 人となっており、平成 23 年に比べて約 1.2 倍となっています。



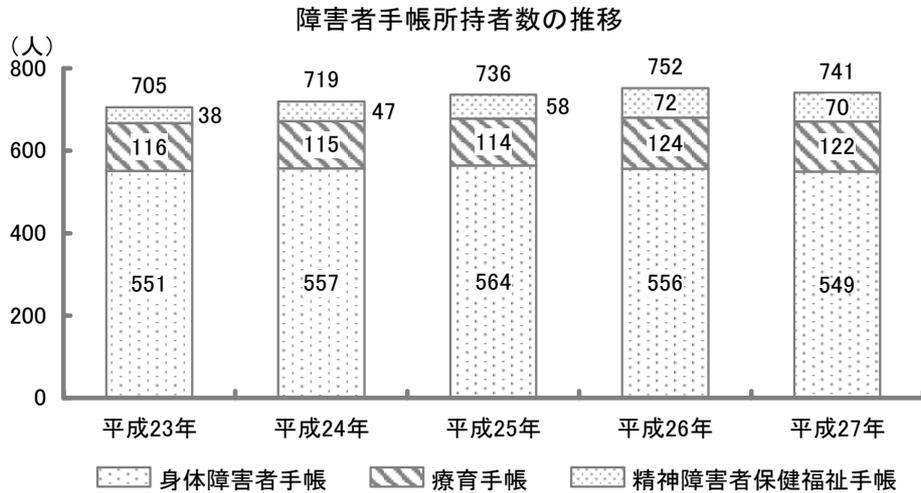
※第2号被保険者含む

資料：介護保険事業状況報告（各年10月現在）



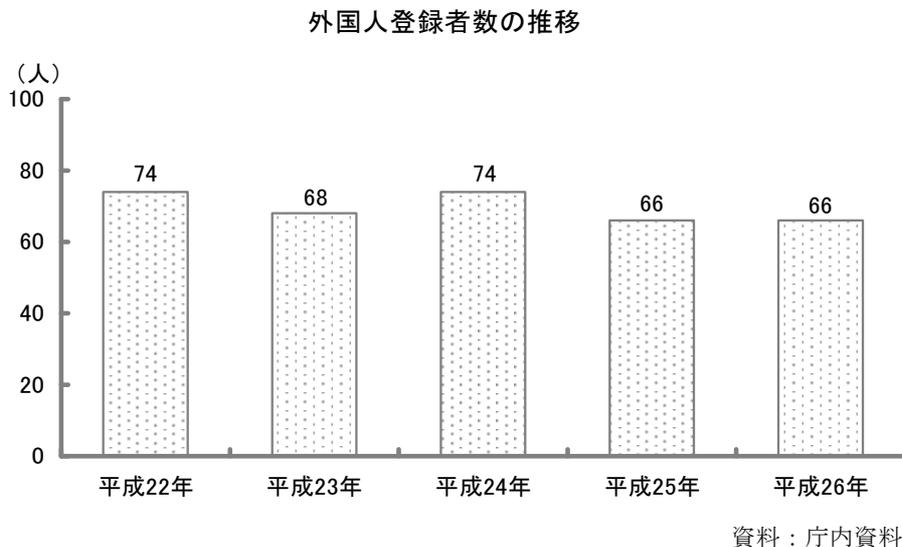
(11) 障害者手帳所持者数の推移 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばい傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しており、平成27年は70人となっており、平成23年から32人増加しています。



(12) 外国人登録者数の推移 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

外国人登録者数の推移は、平成26年で66人となっており、平成22年と比べ8人減少しています。



(13) 地域活動団体等の状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

自治会加入率は、平成 26 年で 58.0%となっており、平成 22 年と比べ 2.7 ポイント減少しています。

老人クラブ会員数は、平成 23 年で 540 人となるものの、平成 26 年では 487 人で 53 人減少しています。

民生委員・児童委員数は平成 25 年に 30 人と増加し、委員一人あたりの高齢者の数についても、平成 26 年に 113.5 人と平成 22 年に比べ 5.5 人増加しています。

自主防災組織数は、年々増加しており、平成 26 年で 46 組となっており、平成 22 年に比べ 7 組増加しています。

ボランティア登録団体数は平成 26 年に 10 団体となっており、平成 22 年に比べ 2 団体減少しています。登録人数は平成 26 年に 117 人となっており、平成 22 年に比べ 9 人増加しています。

NPO法人登録団体数は横ばいとなっています。

自治会加入率

単位：%

取組み	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
自治会加入率	60.7	59.7	58.8	57.9	58.0

老人クラブ会員数

単位：人

取組み	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
老人クラブ会員数	535	540	535	507	487

民生委員・児童委員数

単位：人

取組み	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
民生委員・児童委員数	27	27	27	30	30
委員一人あたりの高齢者の数	108.0	109.8	114.8	108.1	113.5

自主防災組織数

単位：組

取組み	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
自主防災組織数	39	41	42	44	46

ボランティア団体数

単位：上段：団体/下段：人

取組み	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ボランティア登録団体数	12	12	12	10	10
登録人数	108	109	113	103	117

NPO法人

単位：団体

取組み	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
NPO法人登録団体数	3	4	4	4	4

資料：庁内資料



2 アンケート調査から見える現状

計画の策定にあたり、アンケート調査を実施し、地域住民の現状や意識を把握しました。

実施結果

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
太子町在住の15歳以上の住民	1,000通	376通	37.6%

男女比

男性の割合	女性の割合	無回答
40.2%	59.6%	0.3%

年代別

20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	無回答
12.8%	10.6%	13.8%	16.8%	20.5%	25.3%	0.3%

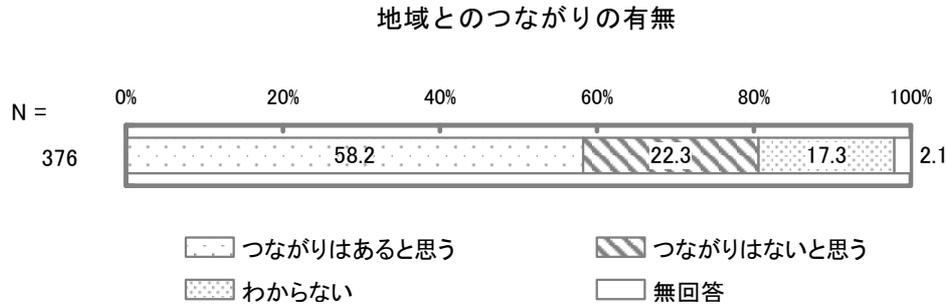
調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

(1) 地域とのつながり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

① 地域とのつながりの有無

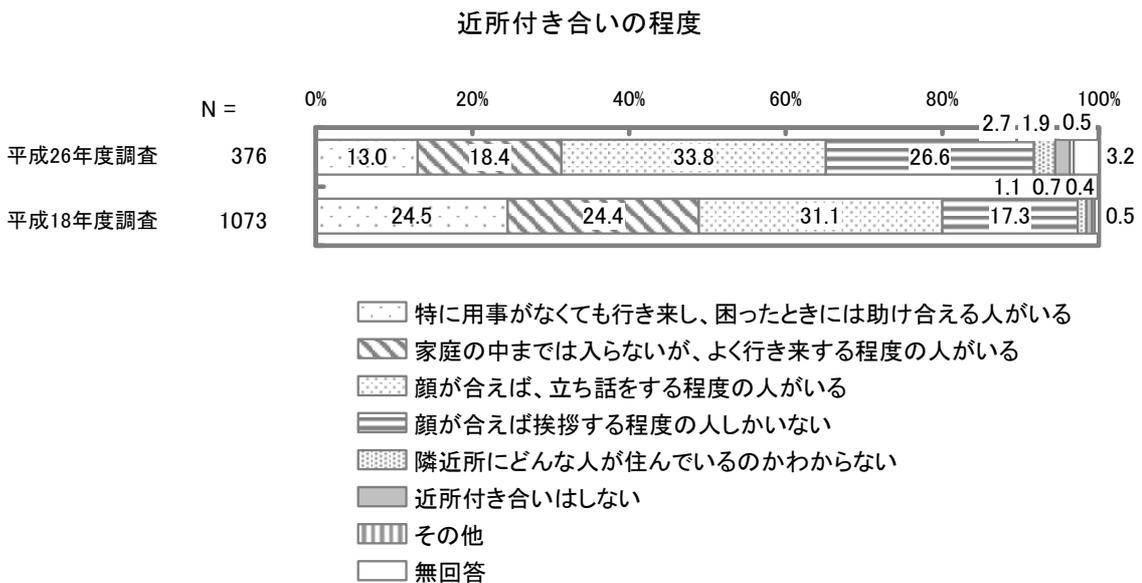
「つながりはあると思う」の割合が58.2%と最も高く、次いで「つながりはないと思う」の割合が22.3%、「わからない」の割合が17.3%となっています。



② 近所付き合いの程度

「顔が合えば、立ち話をする程度の人がいる」の割合が33.8%と最も高く、次いで「顔が合えば挨拶する程度の人しかいない」の割合が26.6%、「家庭の中までは入らないが、よく行き来する程度の人がいる」の割合が18.4%となっています。

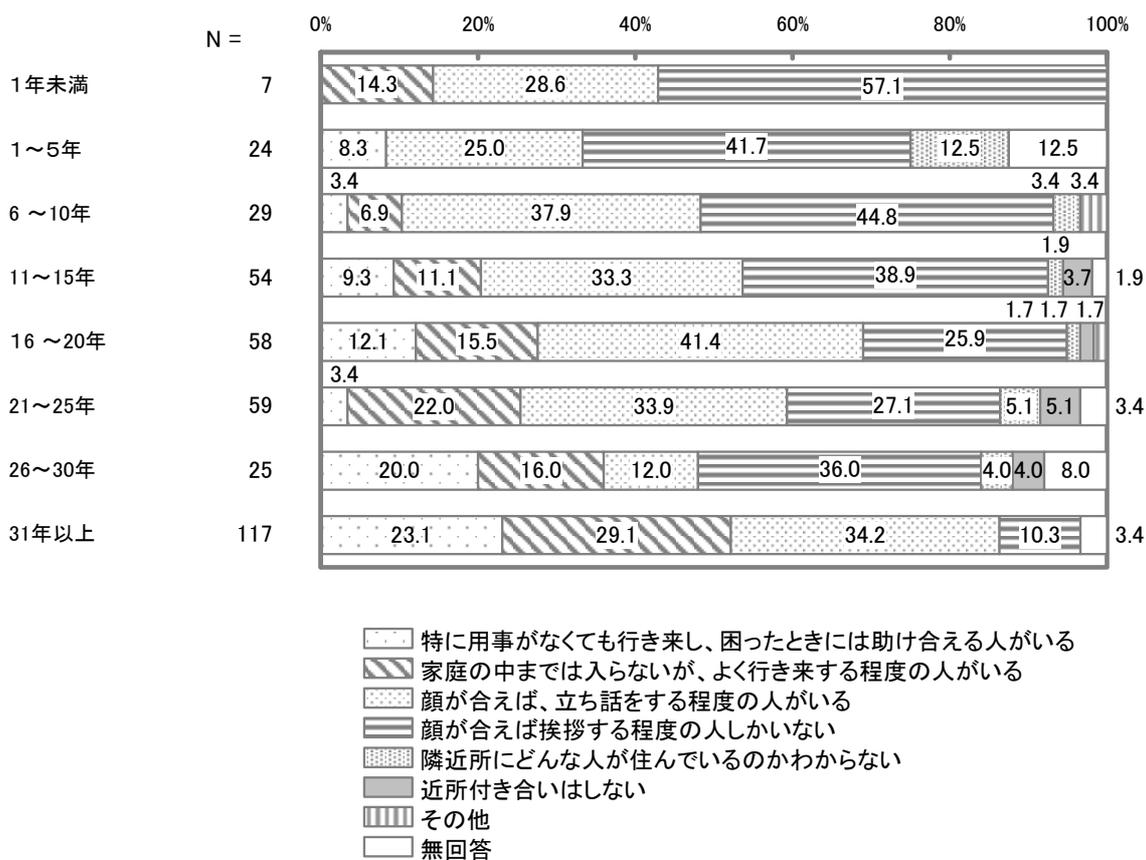
平成18年度調査と比較すると、「特に用事がなくても行き来し、困ったときには助け合える人がある」「家庭の中までは入らないが、よく行き来する程度の人がいる」の割合が低くなっています。



【居住年数別】

居住年数別でみると、居住年数が長くなるにつれ「特に用事がなくても行き来し、困ったときには助け合える人がいる」の割合が高くなっています。一方、居住年数が短くなるにつれ「隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない」の割合が高く、特に居住1～5年で1割を超えています。

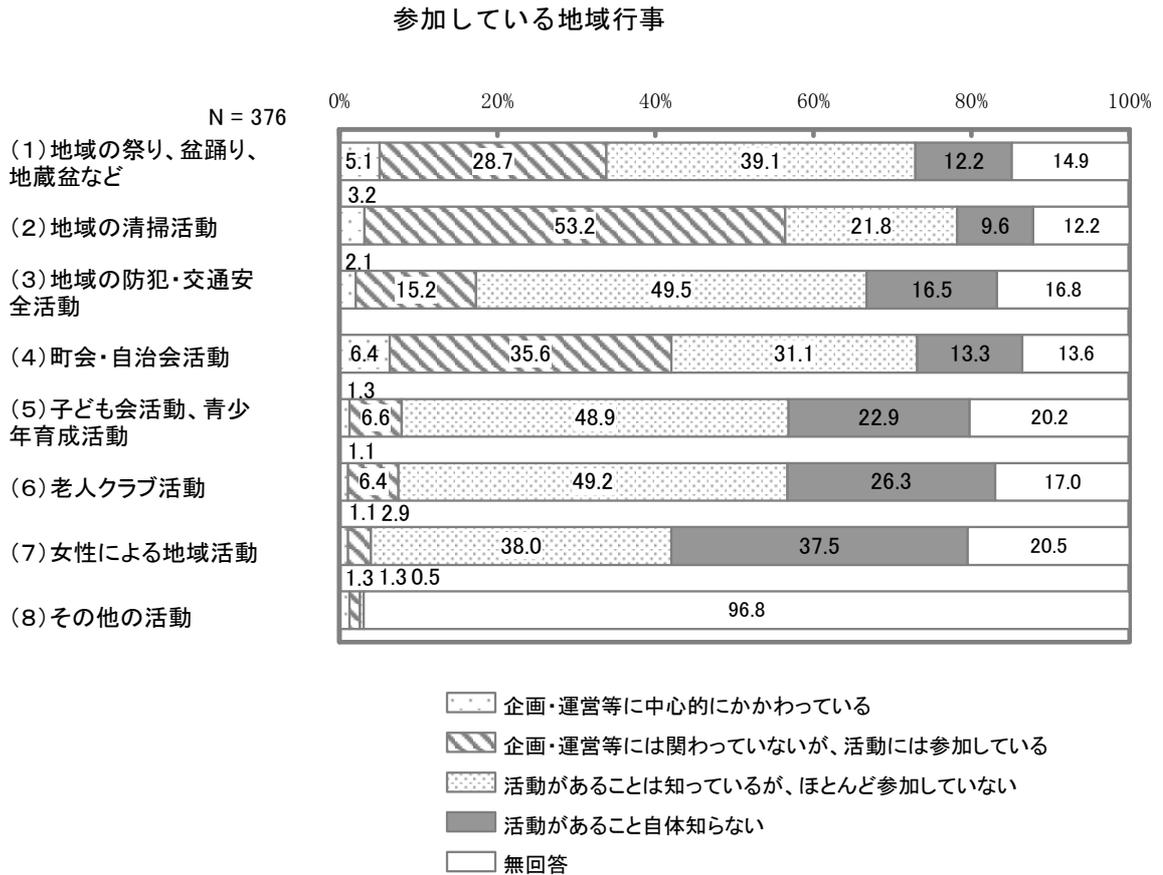
居住年数別の近所付き合いの程度



(2) 地域の交流 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

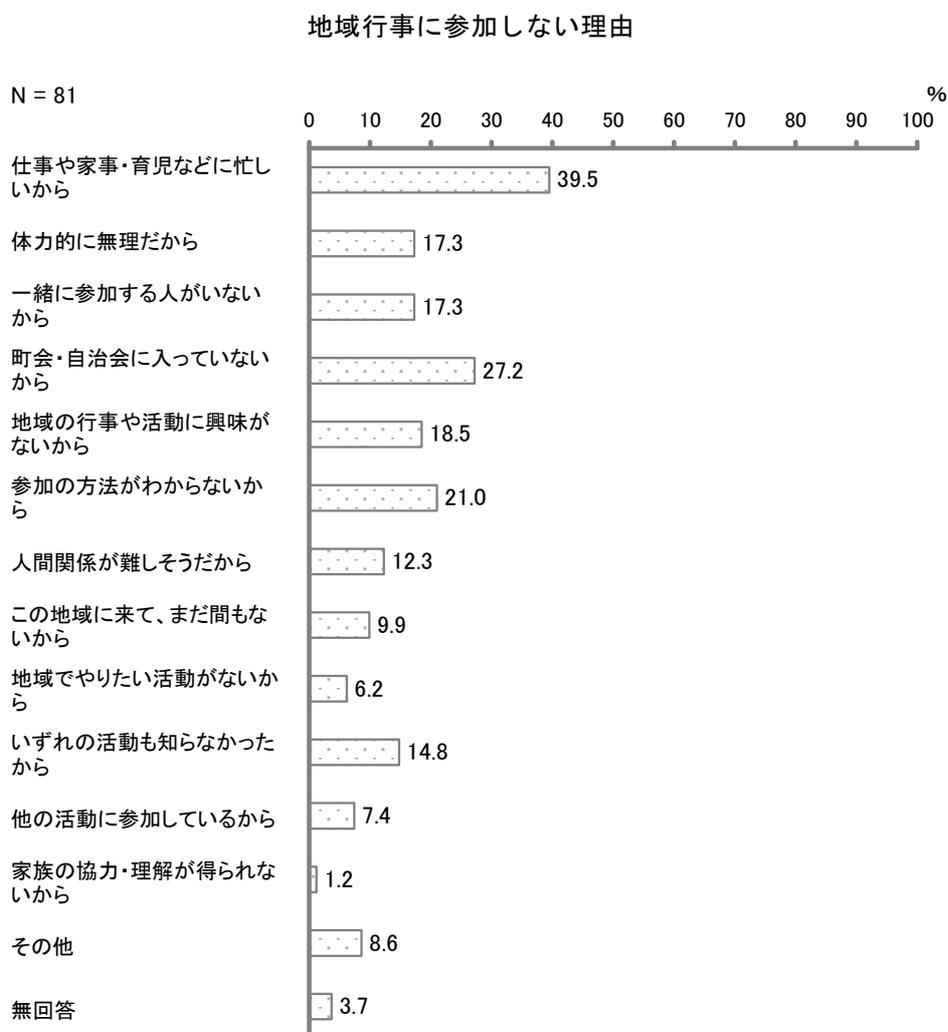
① 参加している地域行事

「企画・運営等に中心にかかわっている」の割合が『(4) 町会・自治会活動』で最も高く、次いで『(1) 地域の祭り、盆踊り、地蔵盆など』『(2) 地域の清掃活動』となっています。



② 地域行事に参加しない理由

地域行事に参加していない方の理由について、「仕事や家事・育児などに忙しいから」の割合が39.5%と最も高く、次いで「町会・自治会に入っていないから」の割合が27.2%、「参加の方法がわからないから」の割合が21.0%となっています。



【年齢別】

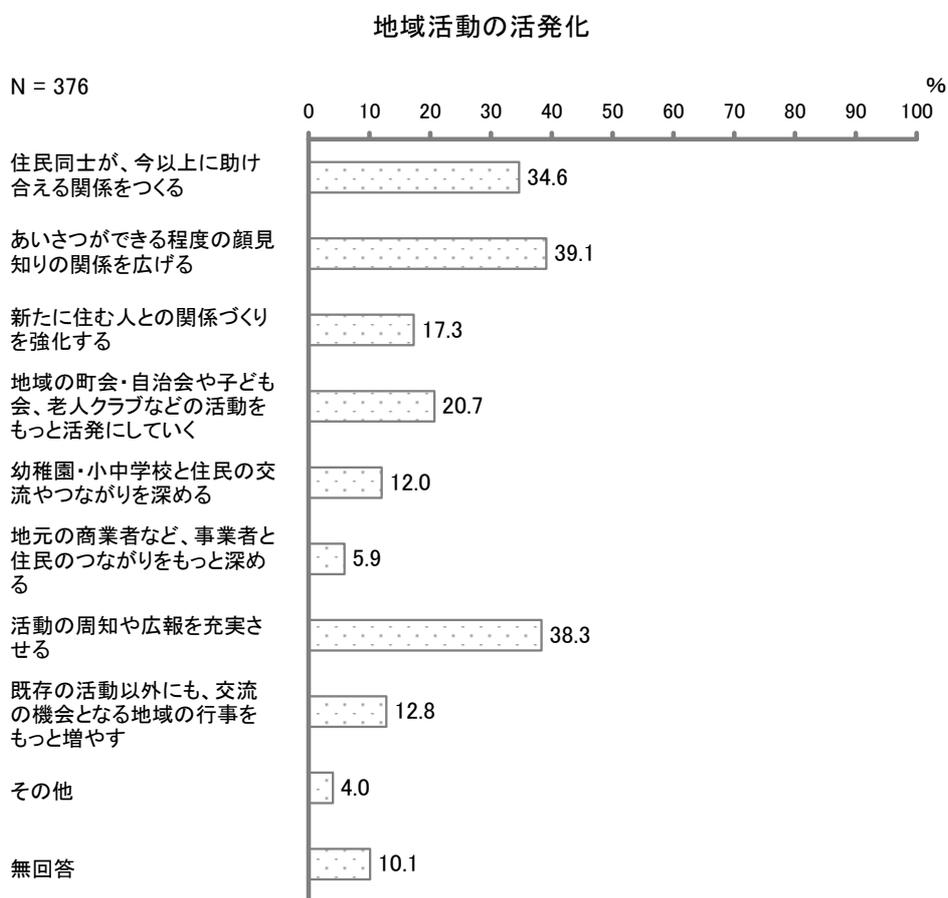
年齢別でみると、他の年代に比べ、70歳代以上で「体力的に無理だから」の割合が高くなっています。また、30歳代で「参加の方法がわからないから」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	仕事や家事・育児などに忙しいから	体力的に無理だから	一緒に参加する人がいないから	町会・自治会に入っていないから	地域の行事や活動に興味がないから	参加の方法がわからないから	参加の方法がわからないから	人間関係が難しいから	この地域に来て、まだ間もないから	地域でやりたい活動がないから	いずれの活動も知らなかったから	他の活動に参加しているから	家族の協力・理解が得られないから	その他	無回答
20歳代以下	29	51.7	3.4	17.2	13.8	17.2	13.8	10.3	3.4	10.3	24.1	6.9	3.4	13.8	6.9	
30歳代	16	25.0	12.5	25.0	25.0	31.3	50.0	18.8	18.8	6.3	18.8	—	—	12.5	—	
40歳代	10	40.0	20.0	10.0	40.0	10.0	10.0	10.0	10.0	—	—	10.0	—	—	—	
50歳代	10	70.0	10.0	20.0	50.0	20.0	20.0	10.0	20.0	10.0	10.0	10.0	—	10.0	—	
60歳代	8	12.5	25.0	25.0	37.5	12.5	12.5	12.5	12.5	—	—	12.5	—	—	12.5	
70歳代以上	8	12.5	75.0	—	25.0	12.5	12.5	12.5	—	—	12.5	12.5	—	—	—	

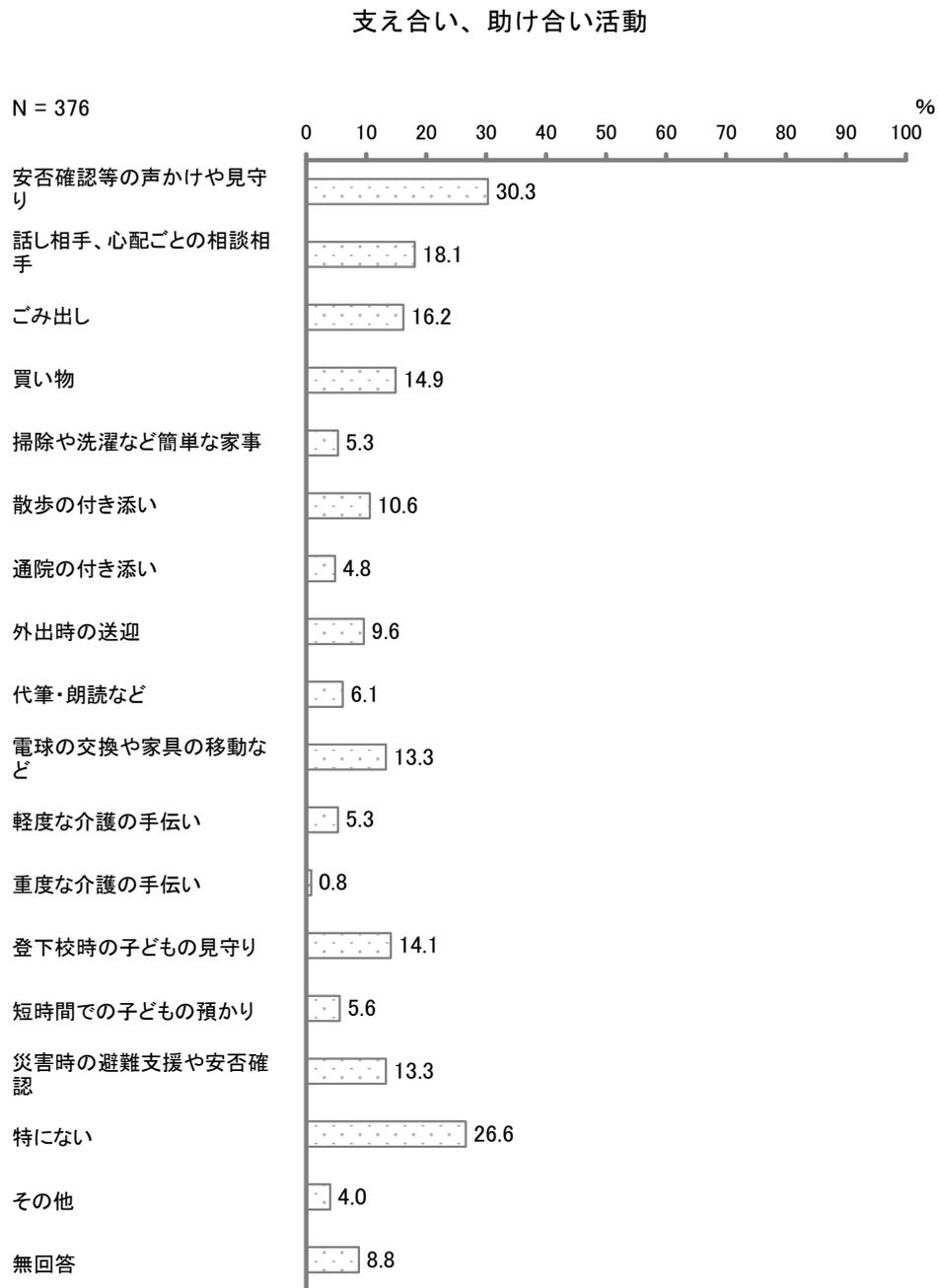
③ 地域活動の活発化

「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」の割合が39.1%と最も高く、次いで「活動の周知や広報を充実させる」の割合が38.3%、「住民同士が、今以上に助け合える関係をつくる」の割合が34.6%となっています。



④ 支え合い、助け合い活動

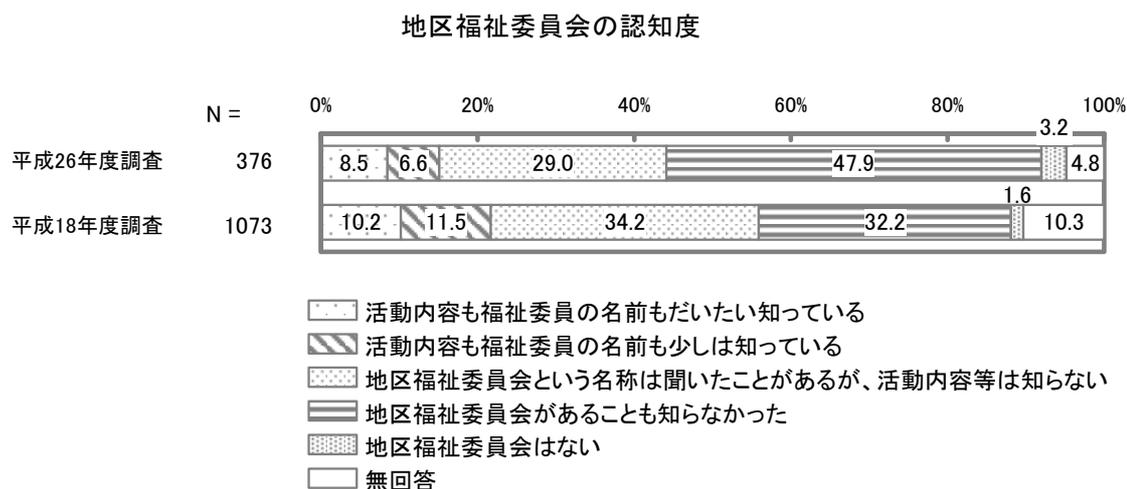
「安否確認等の声かけや見守り」の割合が30.3%と最も高く、次いで「話し相手、心配ごとの相談相手」の割合が18.1%となっています。



(3) 地域の団体・組織等について ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

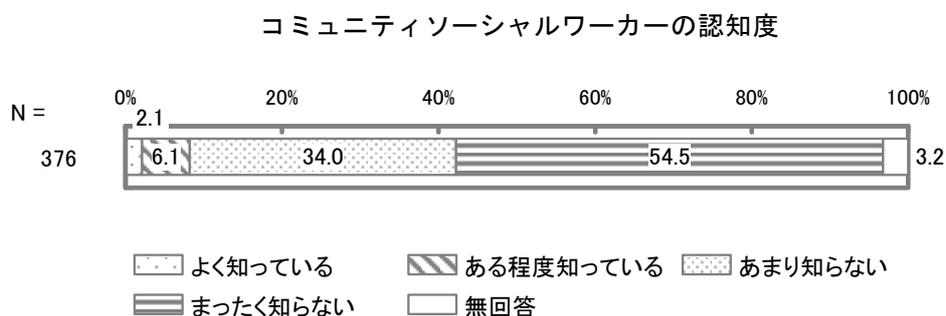
① 地区福祉委員会の認知度

「地区福祉委員会があることも知らなかった」の割合が47.9%と最も高く、次いで「地区福祉委員会という名称は聞いたことがあるが、活動内容等は知らない」の割合が29.0%となっています。



② コミュニティソーシャルワーカーの認知度

「よく知っている」と「ある程度知っている」をあわせた“知っている”の割合が8.2%、「あまり知らない」と「まったく知らない」をあわせた“知らない”の割合が88.5%となっています。



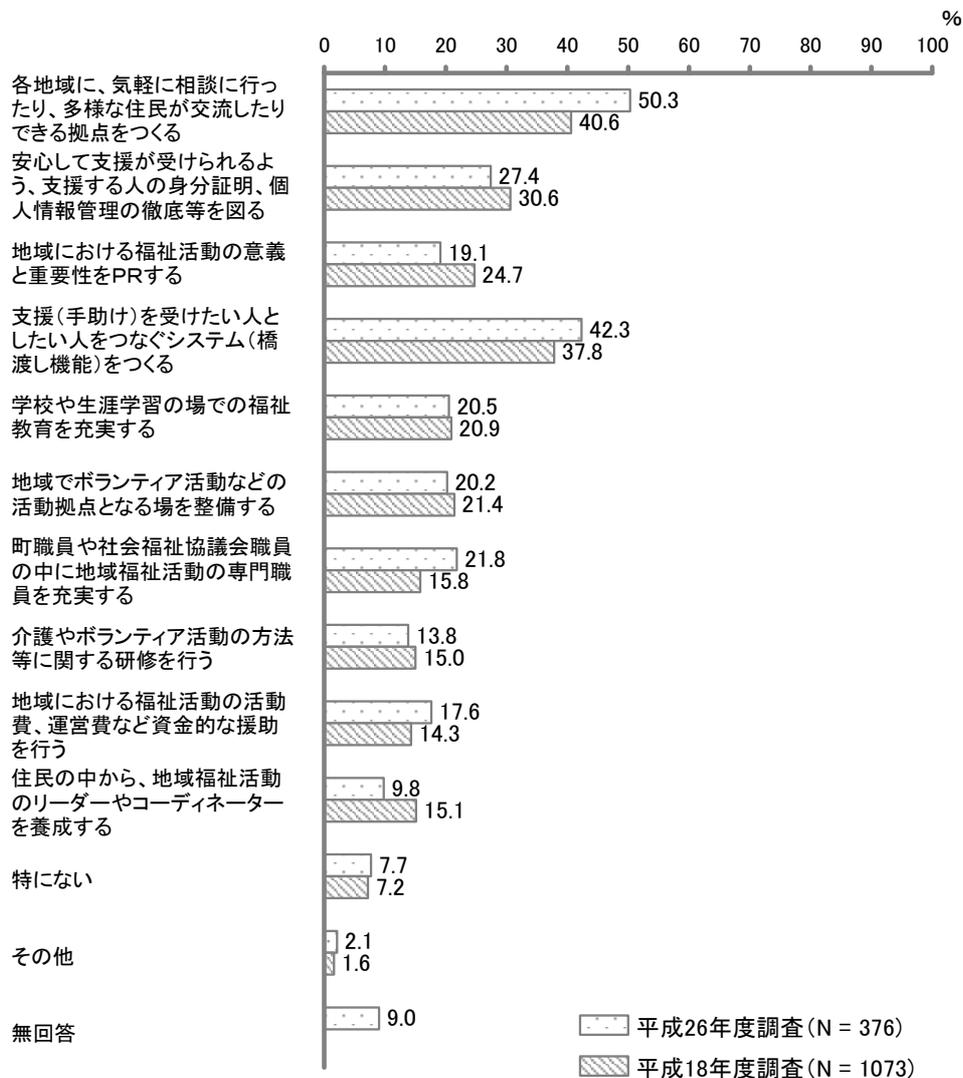
(4) 福祉のあり方について ●●●●●●●●●●

① 安心して暮らせるまちづくりのために重要なこと

「各地域に、気軽に相談に行ったり、多様な住民が交流したりできる拠点をつくる」の割合が50.3%と最も高く、次いで「支援（手助け）を受けたい人としてたい人をつなぐシステム（橋渡し機能）をつくる」の割合が42.3%、「安心して支援が受けられるよう、支援する人の身分証明、個人情報管理の徹底等を図る」の割合が27.4%となっています。

平成18年度調査と比較すると、「各地域に、気軽に相談に行ったり、多様な住民が交流したりできる拠点をつくる」「町職員や社会福祉協議会職員の中に地域福祉活動の専門職員を充実する」の割合が高くなっています。

安心して暮らせるまちづくりのために重要なこと

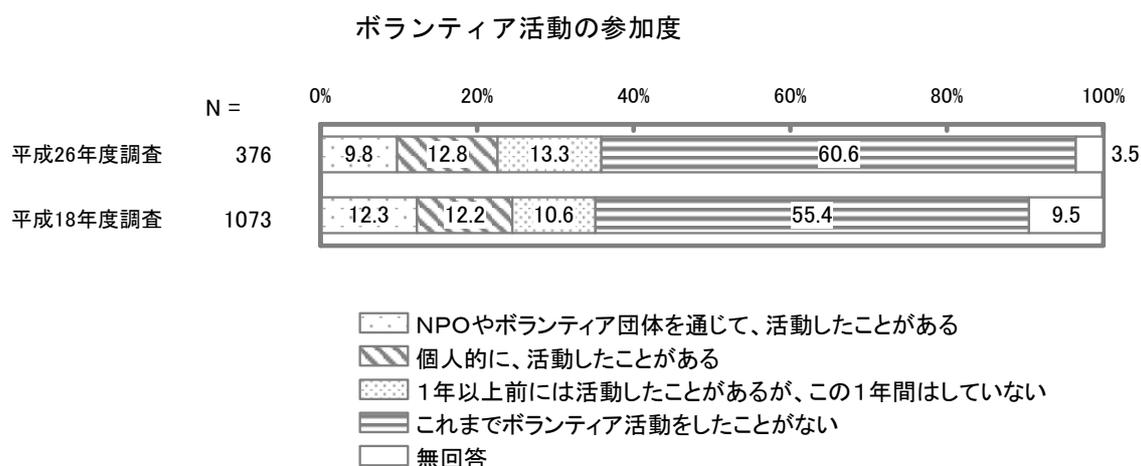


(5) ボランティア活動について ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

① ボランティア活動の参加度

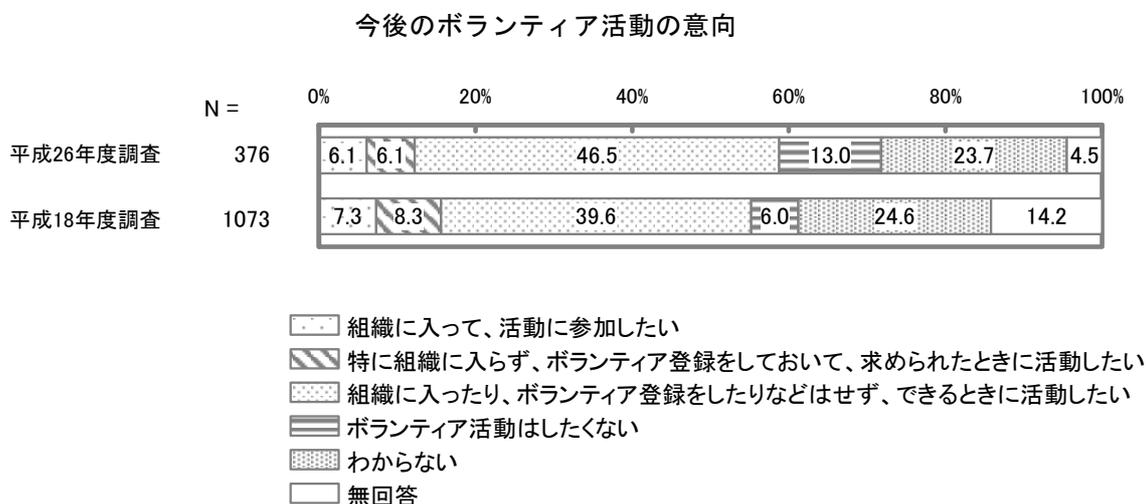
「これまでボランティア活動をしたことがない」の割合が60.6%と最も高く、次いで「1年以上前には活動したことがあるが、この1年間はしていない」の割合が13.3%、「個人的に、活動したことがある」の割合が12.8%となっています。

平成18年度調査と比較すると、「これまでボランティア活動をしたことがない」の割合が高くなっています。



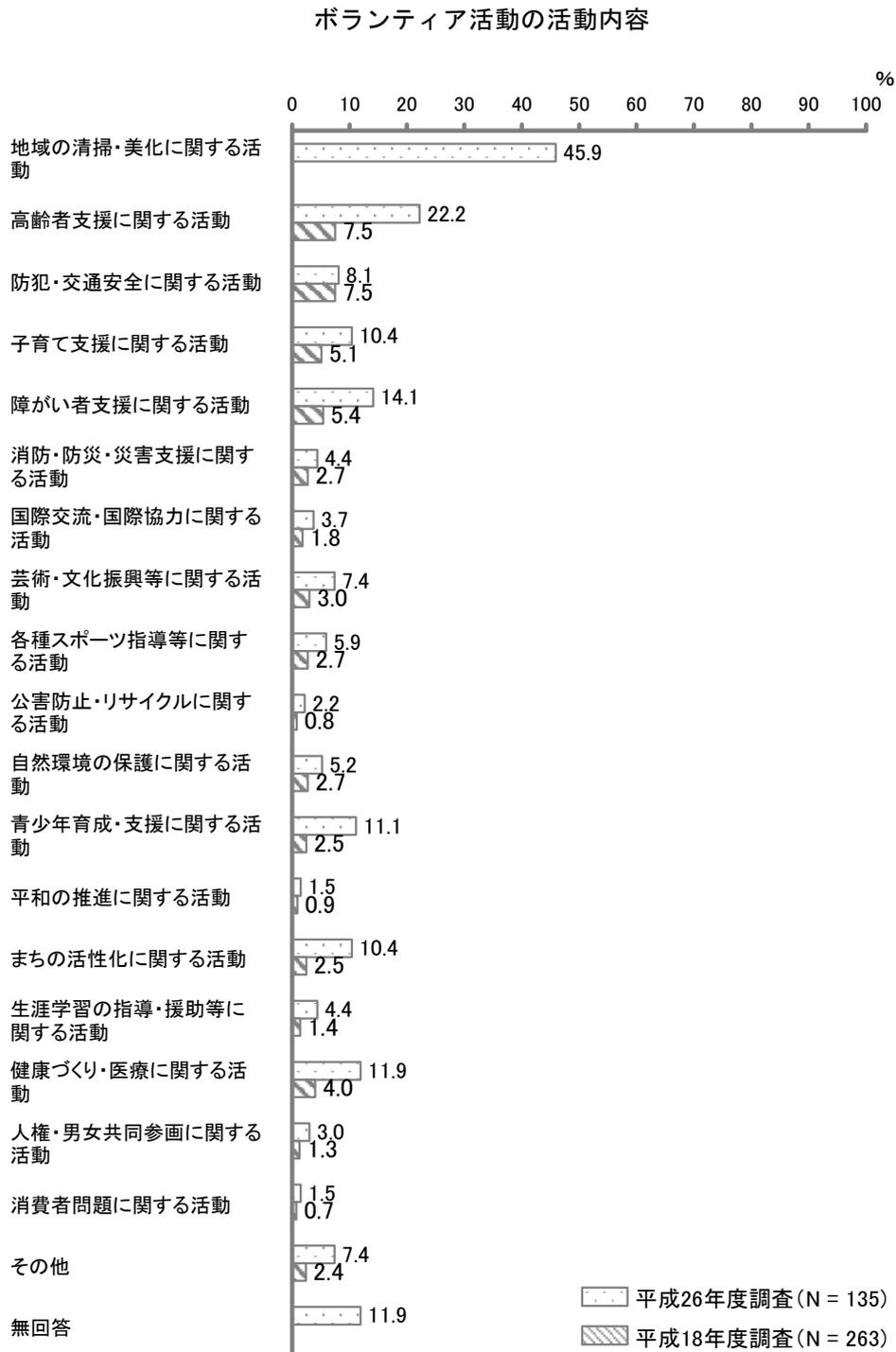
② 今後のボランティア活動の意向

「組織に入ったり、ボランティア登録をしたりなどはせず、できるときに活動したい」の割合が46.5%と最も高く、「ボランティア活動はしたくない」の割合が13.0%となっています。



③ ボランティア活動の活動内容

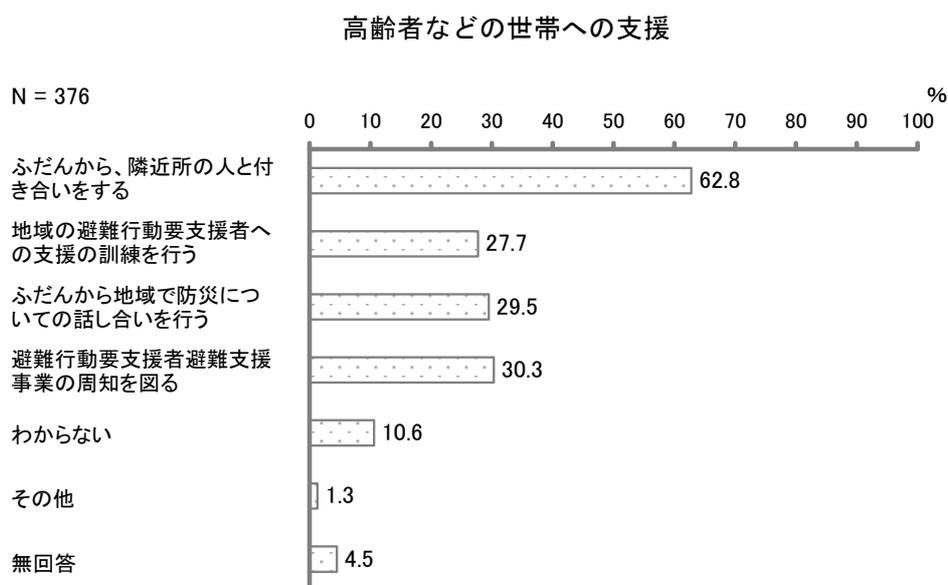
「地域の清掃・美化に関する活動」の割合が45.9%と最も高く、次いで「高齢者支援に関する活動」の割合が22.2%、「障がい者支援に関する活動」の割合が14.1%となっています。



(6) 災害時の支援について ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

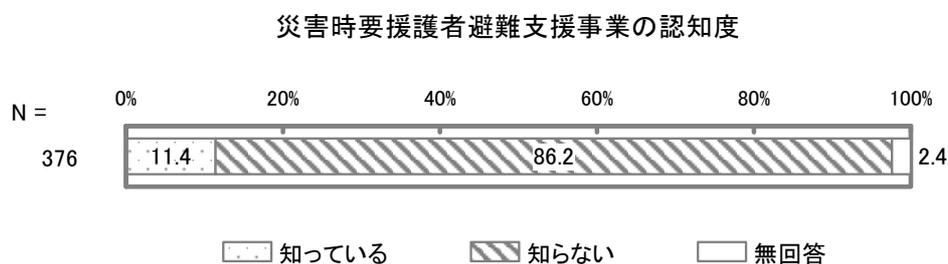
① 高齢者などの世帯への支援

「ふだんから、隣近所の人と付き合いをする」の割合が62.8%と最も高く、次いで「避難行動要支援者避難支援事業の周知を図る」の割合が30.3%、「ふだんから地域で防災についての話し合いを行う」の割合が29.5%となっています。



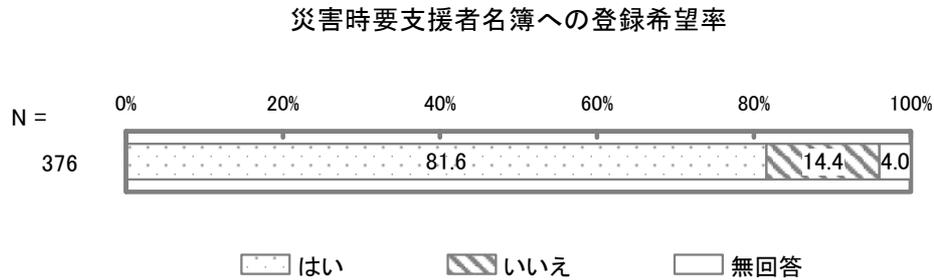
② 災害時要援護者避難支援事業の認知度

「知っている」の割合が11.4%、「知らない」の割合が86.2%となっています。



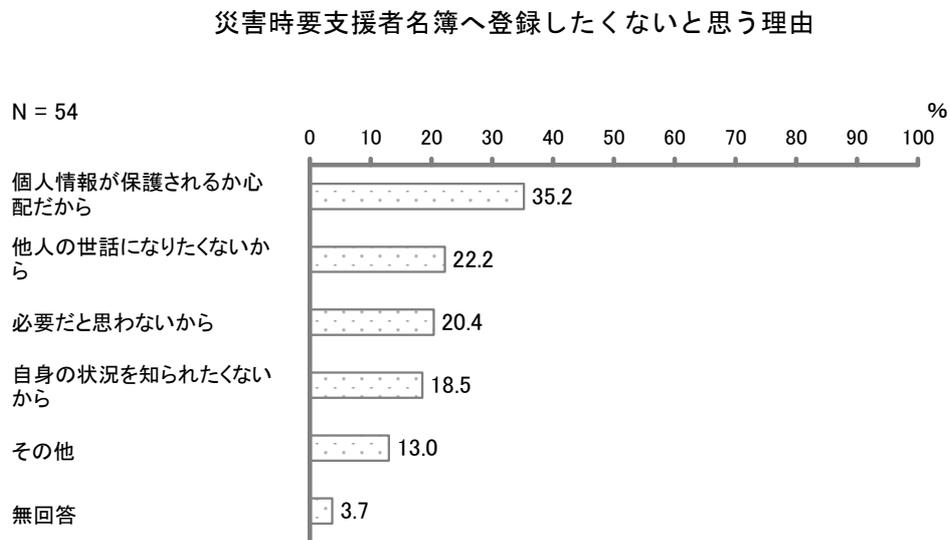
③ 災害時要支援者名簿への登録希望率

「はい」の割合が81.6%、「いいえ」の割合が14.4%となっています。



④ 災害時要支援者名簿へ登録したくないと思う理由

「個人情報保護されるか心配だから」の割合が35.2%と最も高く、次いで「他人の世話になりたくないから」の割合が22.2%、「必要だと思わないから」の割合が20.4%となっています。

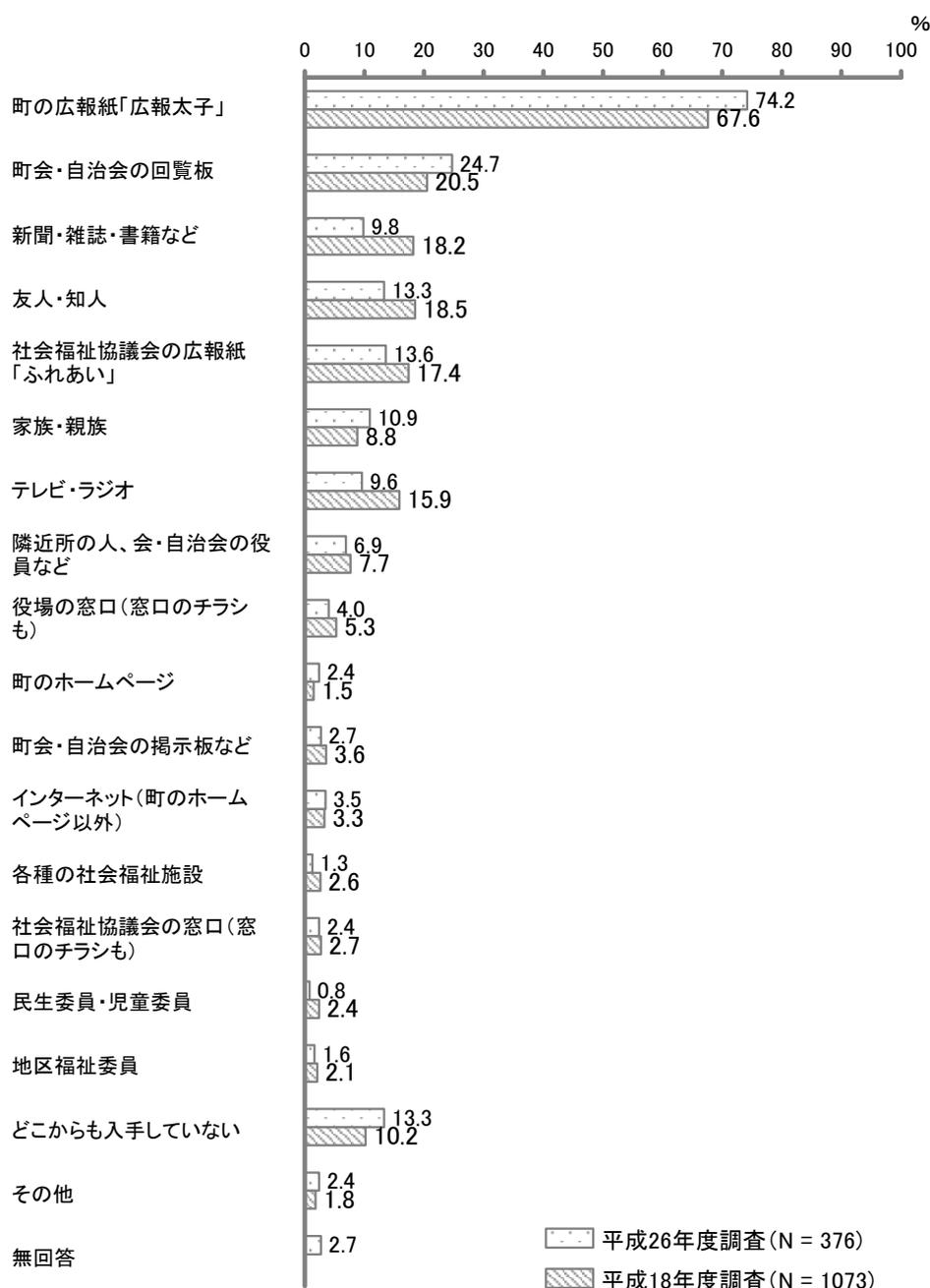


(7) 情報について ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

① 福祉サービスに関する情報の入手手段

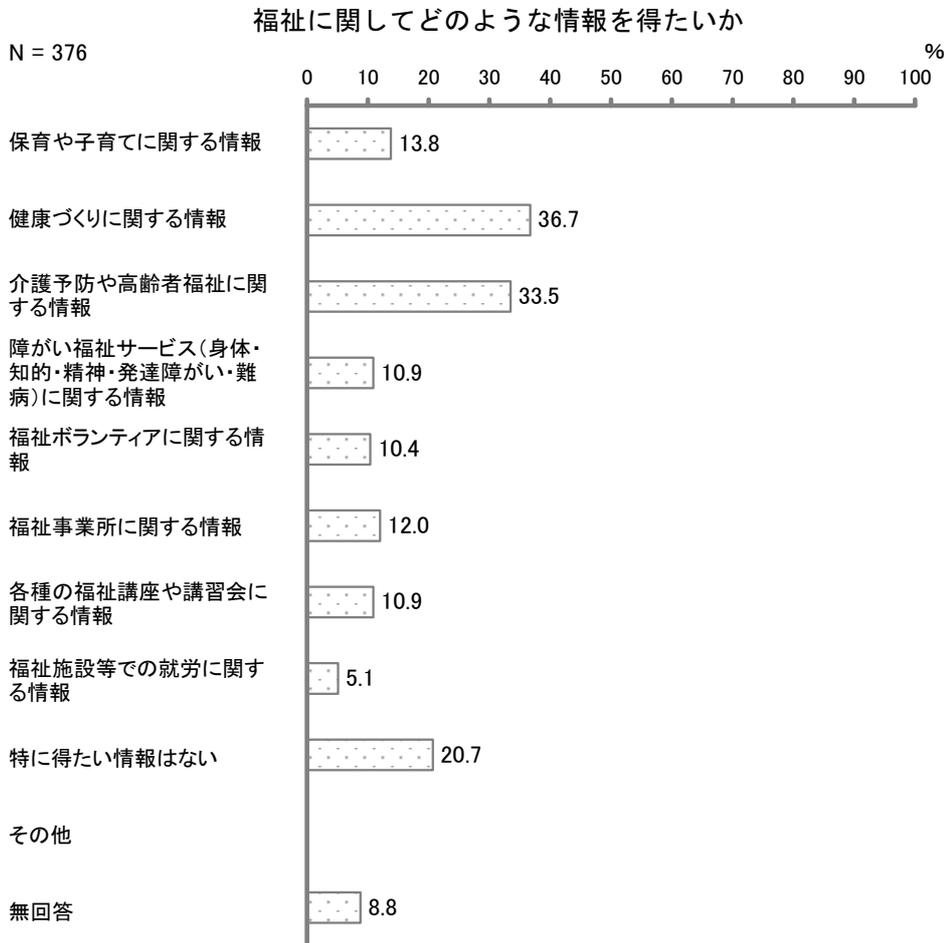
「町の広報紙「広報太子」」の割合が74.2%と最も高く、次いで「町会・自治会の回覧板」の割合が24.7%、「社会福祉協議会の広報紙「ふれあい」」の割合が13.6%となっています。

福祉サービスに関する情報の入手手段



② 福祉に関してどのような情報を得たいか

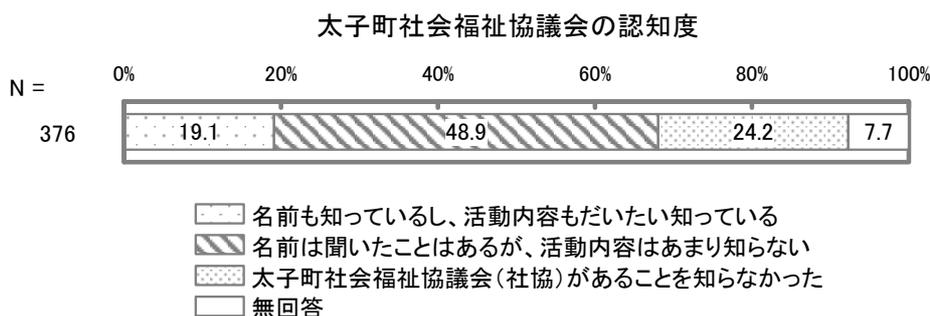
「健康づくりに関する情報」の割合が36.7%と最も高く、次いで「介護予防や高齢者福祉に関する情報」の割合が33.5%、「特に得たい情報はない」の割合が20.7%となっています。



(8) 社会福祉協議会について ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

① 太子町社会福祉協議会の認知度

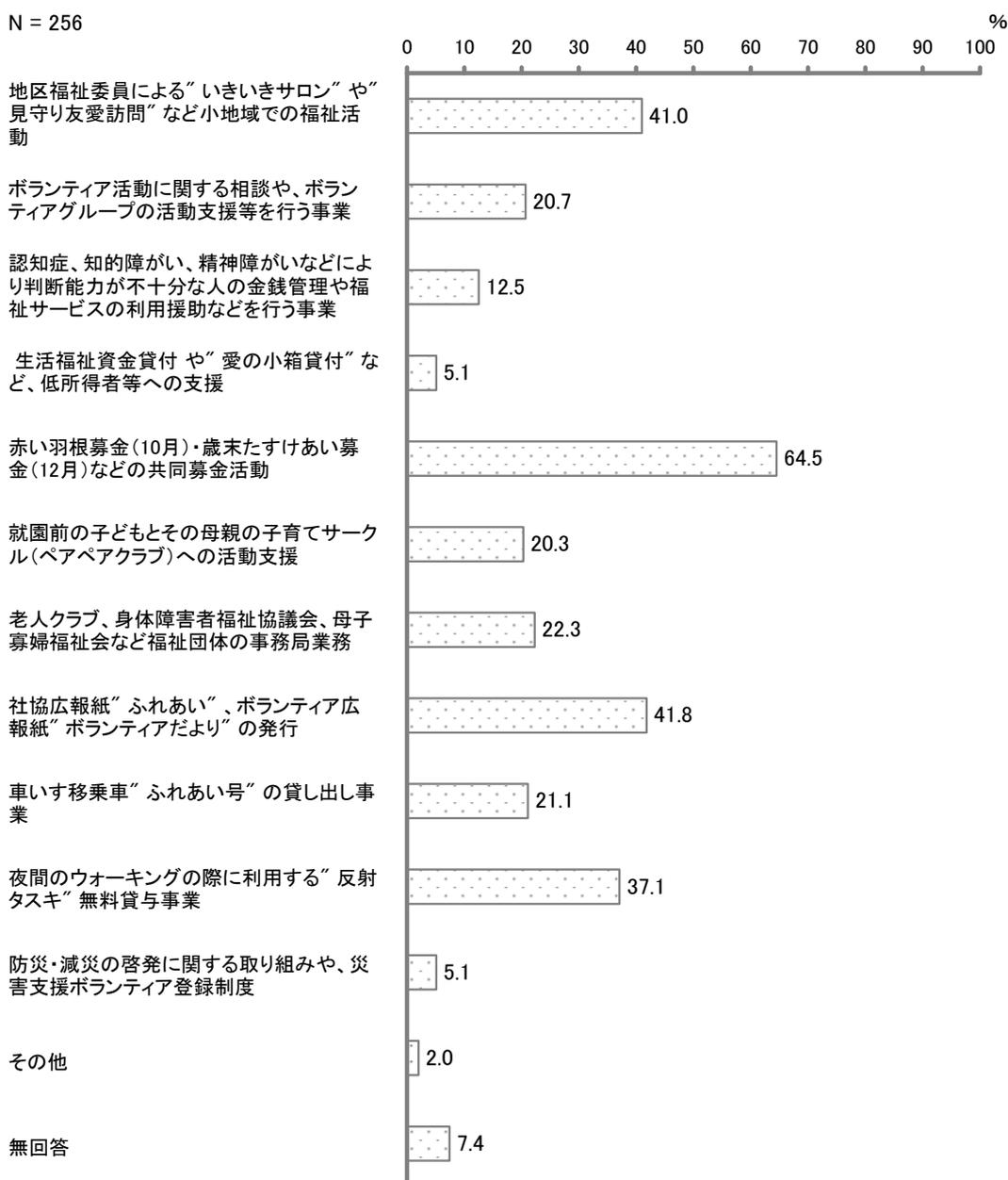
「名前は聞いたことはあるが、活動内容はあまり知らない」の割合が48.9%と最も高く、次いで「太子町社会福祉協議会(社協)があることを知らなかった」の割合が24.2%となっています。



② 太子町社会福祉協議会の活動内容の認知度

「赤い羽根募金（10月）・歳末たすけあい募金（12月）などの共同募金活動」の割合が64.5%と最も高く、次いで「社協広報紙“ふれあい”、ボランティア広報紙“ボランティアだより”の発行」の割合が41.8%、「地区福祉委員による“いきいきサロン”や“見守り友愛訪問”など小地域での福祉活動」の割合が41.0%となっています。

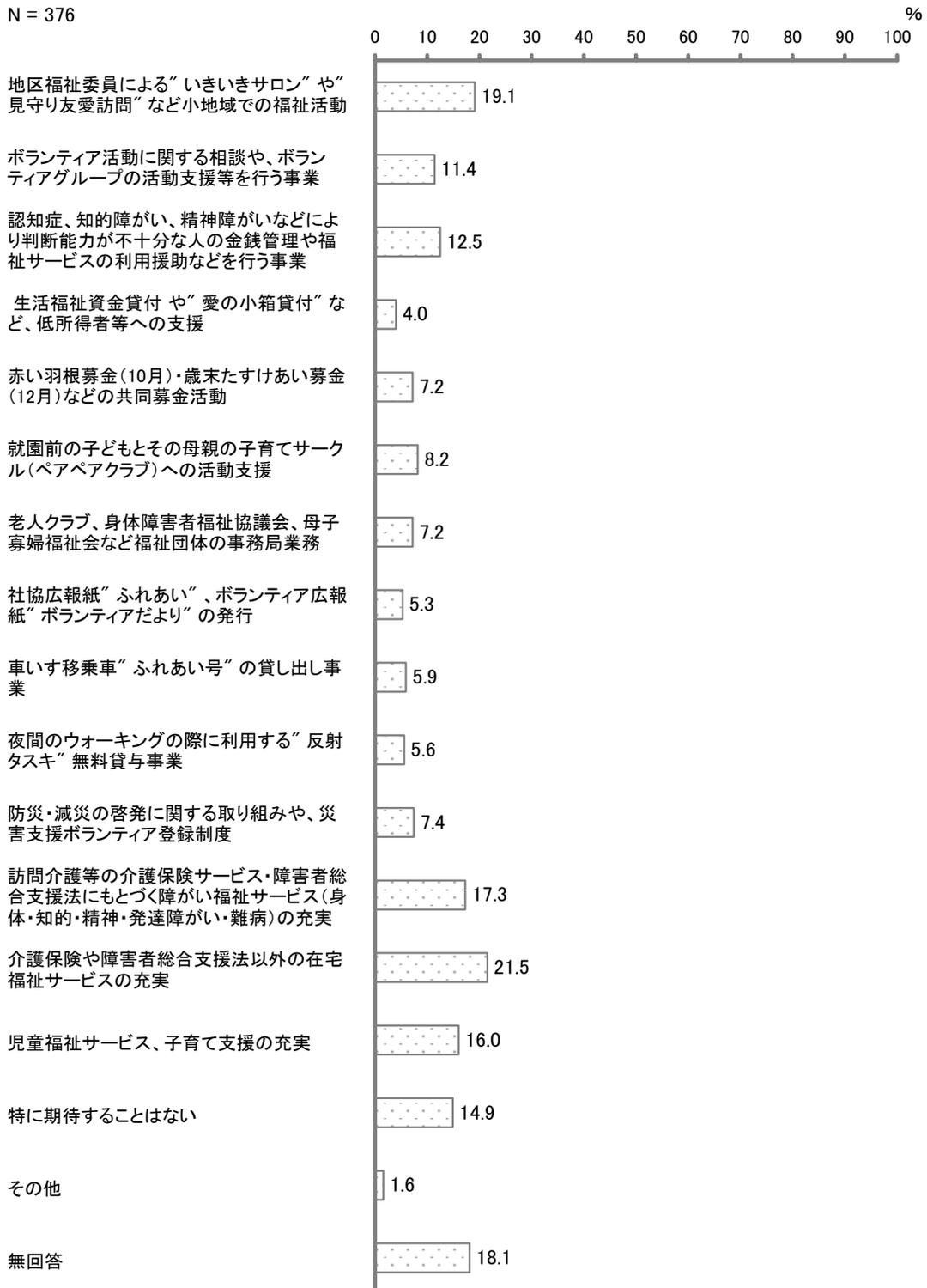
太子町社会福祉協議会の活動内容の認知度



③ 太子町社会福祉協議会への期待度

「介護保険や障害者総合支援法以外の在宅福祉サービスの充実」の割合が21.5%と最も高く、次いで「地区福祉委員による“いきいきサロン”や“見守り友愛訪問”など小地域での福祉活動」の割合が19.1%、「訪問介護等の介護保険サービス・障害者総合支援法にもとづく障がい福祉サービス（身体・知的・精神・発達障がい・難病）の充実」の割合が17.3%となっています。

太子町社会福祉協議会への期待度



3 ヒアリング結果から見える現状

計画の策定にあたり、町内で活動する関係団体（6団体）にヒアリング調査を実施し、地域活動団体の現状を把握しました。

ヒアリング調査結果まとめ

① 活動上の問題点・課題

- 活動メンバーの高齢化が問題。後継者（リーダー）が育っていない。
- 民生委員・児童委員、地区の福祉委員、自治会、町内会との連携ができていない。連携がすすむように働きかけが必要。
- 活動を継続していくためにはボランティアの負担が大きくなりすぎないことが重要。
- 太子町には活動団体がたくさんあるので、各種団体の横のつながりを強くしていく必要がある。
- 活動のPR等の周知・啓発に課題を感じている。毎月発行されている広報太子に活動等の様子をのせてほしい。

② 地域のつながり、交流の活性化について

- 世代間での交流が必要。地域の交流を活性化するために、行事や事業のPR、交流の場の提供が必要。
- 住民の方が気軽に活動に参加してもらうように、お試しで行事等に参加を促すことが必要。
- 大学のサークルが行事へ参加してもらえたこともある。
- 自治会の枠にとらわれず、隣近所の連帯感を高めることが必要。
- 安全で安心な町の環境が整っていれば福祉環境の前進になる。
- 活動への参加が地域のネットワークの活性化、高齢者の介護予防につながってほしい。

③ その他

- 道路環境や子どもから高齢者までが集える公園の充実が必要。
- 思いやりのある人であふれる太子町になってほしい。

4 前期計画からみえる課題

(1) 地域で支え合い、すべての人が健やかに安心して暮らせるまち ●●●

地域活動、行事がもっと活発に行われるようにするため、近所づきあいを広げたり、活動の周知や広報を充実させる必要性を感じている人が多いため、地域で活動している団体の支援や町内全域への展開に向けた啓発活動など、共助の活動を広げていくことが大切です。

特に、若い世代や新規移住者で近所とのつながりが低い人が多い現状があり、地域活動や行事についても参加の方法がわからない人が多いことから、重点的に周知・啓発に取り組む必要があります。

地区福祉委員会の認知度が低く、地域への周知を図ることで地域での福祉活動への参加を促し、地域の中に助け合いのつながりを育てていくことが必要です。

(2) ふれあい、学びあいながらともに生きる社会づくりをめざすまち ●●

地域において、各地域に気軽に相談に行ったり多様な住民が交流したりできる拠点をつくるなど、人とひととのつながりが持てる、多世代が交流するサロンなど新しいコミュニケーションづくりが求められています。

共に生き・共に支え合い・だれもが自分らしく安心して暮らせるまちづくりのためには、子どもから高齢者までのすべての住民が福祉の心を育てていくことが大切です。福祉についての学習機会の充実が求められています。

(3) 地域資源（自然環境・社会資源・人的資源）を活用したまち ●●●●

ボランティア活動を今までしたことがない人が多いため、ボランティア等の住民活動に関心を持ってもらえるような仕組みづくり、きっかけづくりが重要です。

住民のボランティアへの意向は高く、それを活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューの提供と支援が必要です。

(4) 環境を守り環境と共生するまち ●●●●●●●●●●

地域の清掃活動へ中心にかかわっている人は少ないものの、参加している人は5割半ばと高く、地域の清掃・美化についての活動の参加意向は高いことがわかります。今後も地域の清掃・美化活動を推進し、良好な環境維持のため美化清掃運動を実施していく必要があります。

(5) 福祉文化の創造をめざすまち ●●●●●●●●●●

福祉活動の拡充には意識の高揚を図る事が不可欠です。今後も、福祉意識の高揚を高めるため、周知・啓発に取り組む必要があります。

地域の人たちや子どもたちが福祉施設を訪問したり、福祉活動に参加し交流することで相互理解を深め、障がい者や高齢者に対する無理解からくる偏見などを取り除いていくことが重要です。

関係機関が連携し、障がい児（者）に対する実態把握・問題解決に対応することが大切です。

活動団体へのヒアリング調査では、活動団体同士の連携ができていないとの声もみられました。民生委員・児童委員や社会福祉協議会、各種活動団体との連携を密にし、支援を必要とする人の的確な把握と相談体制の充実、事業の周知を図ることが必要です。

(6) ユニバーサルデザインを推進するまち ●●●●●●●●●●

より多くの人々が安全で快適に生活できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による整備の推進など、社会に存在するさまざまな障壁の改善を図っていくことが必要です。

車いす利用者や視覚障がい者などが一人で外出できるように、移動手段の確保が求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化や核家族化を背景に、家族間による支え合いの機能が低下し、地域内の住民相互の交流や連携が薄れてきています。太子町においては、高齢化率は大阪府全体を下回ってはいますが、15歳未満の若年層が減少しており、少子・高齢化の傾向が顕著になってきています。

また、生活課題の複雑化・多様化により、生活に問題を抱えながらも、特にいくつもの領域に重なって連携が難しく、既存の各種制度による支援では十分に対応しきれない人も増えてきています。こうした複合化している問題に対しては、地域住民はもとより、地域のさまざまな活動団体や組織、そして行政が手を取り合って取り組んでいくことが不可欠です。

本町は、第4次太子町総合計画における「みんなでめざします 豊かな緑と歴史を活かした 元気のあるまち 太子町」で掲げた基本理念のもと、魅力的なまちづくりを実現するための取組みを推進してきました。特に、安全・安心の分野に重点的に取り組み、従来の地域でのつながりを活かしながら、住民、地域、行政が手を取り合い、地域全体でのまちづくりをすすめてきました。今後も安全・安心のまちづくりを推進するとともに、地域で暮らすすべての人が元気でいきいきと暮らせるよう、地域活動を活性化し、地域福祉活動へとつなげていきます。

本計画においては、「第5次太子町総合計画」（平成28年度～平成37年度）の基本理念を踏まえ、これまでの計画で掲げられてきた地域福祉の基本理念である「みんながつながる連携のまち—太子—すべての住民がいきいきと暮らせるまち」の内容を継承するとともに、人とひととが結び、互いに支え合う和のところで、地域住民一人ひとりが自立しつつ、誰もが互いにふれあい、支え合い、安心していきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

〔基本理念〕

**みんなが支え合いつながるまち—たいし—
すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち**

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を掲げます。

(1) 支援が必要な人を支える地域づくり ●●●●●●●●●●

地域福祉を進めていくうえで、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎になります。そのために、あいさつや声かけからはじめ、交流を通じた地域の関係づくりを進めます。また、全ての住民が生きがいをもって社会参加し、地域において支え合う地域福祉の仕組みを構築します。

住民一人ひとりの自立・自助を基本としつつ、地域で課題を抱え困難な状況に陥っている人の存在を発見し、地域での人とのふれあい・つながりの重要性を再認識し、人とひととのつながりを大切にした福祉コミュニティを醸成する意識啓発を進めます。

さらに、町会・自治会や民生委員・児童委員など地域を構成するさまざまな活動組織・団体による助け合い・支え合いなどの地域活動を推進するとともに、地域における関係団体の連携の強化を図ります。

(2) 安心して健康に暮らせる地域づくり ●●●●●●●●●●

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

安全・安心なまちづくりのため、地域の防災・防犯体制の強化を進め、だれもがどのような時でも安心して暮らすことができるよう、地域コミュニティの向上により、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

住民一人ひとりが自分の年代に合わせた健康課題を認識し、生涯を通じた健康づくりを推進します。

(3) 地域活動を支える担い手づくり ●●●●●●●●●●

住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、地域での支え合い活動をより進めていくうえで、地域福祉の担い手の育成・支援を行います。

地域におけるさまざまなニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、地域活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域を目指します。

(4) 適切な支援につなげる体制づくり ●●●●●●●●●●

地域に住む人すべてが福祉サービスの情報を把握するため、サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、地域住民、地域の諸団体、行政が協働し、身近で気軽に相談できる体制を整備します。

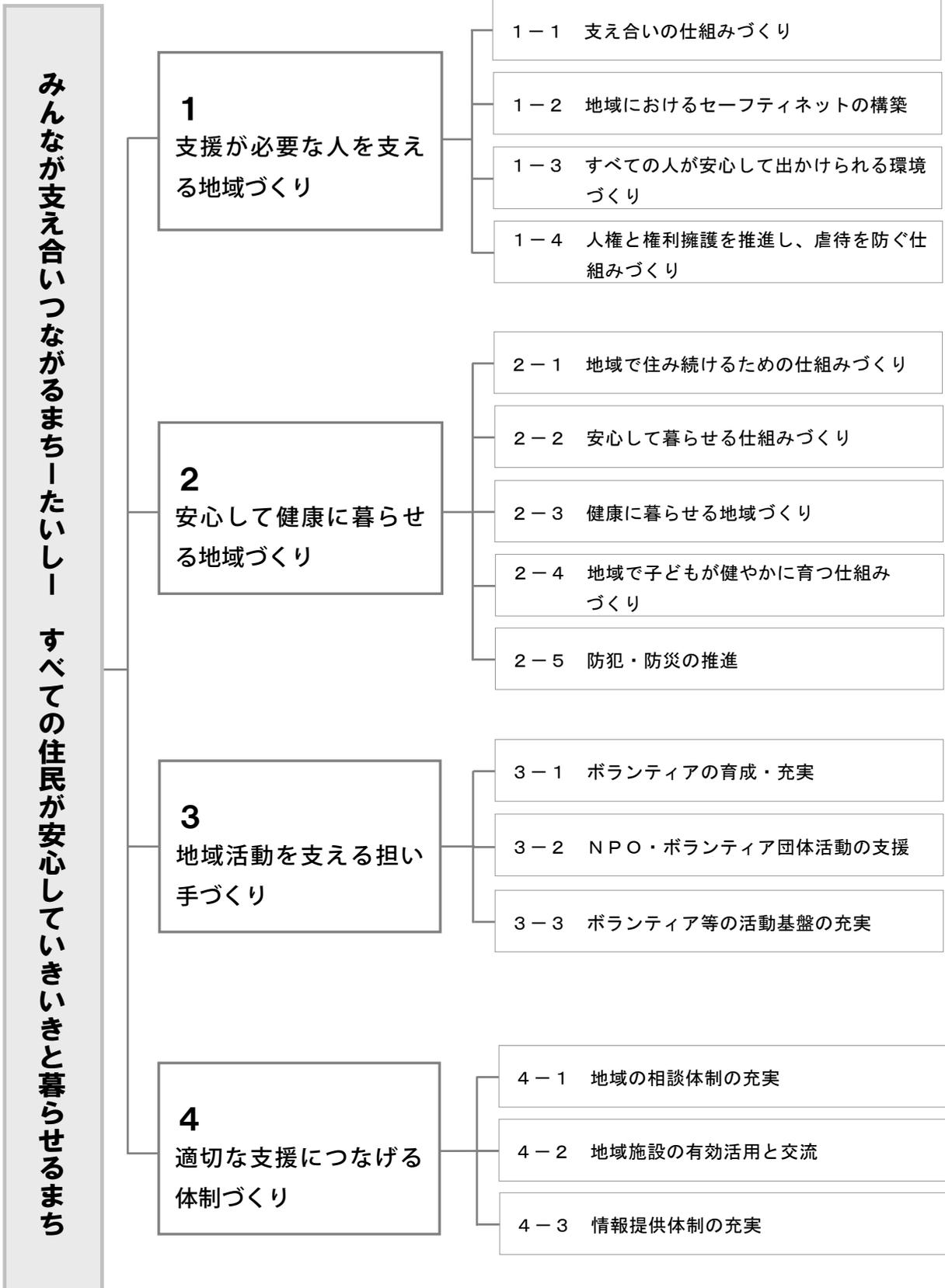
地域社会の変化や福祉制度の改正などにより、地域の困りごとや福祉ニーズは複雑化・多様化しています。支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人を適切な支援に結びつけるため、地域住民、地域の諸団体が協働し、身近なところで気軽に相談から関係機関につなげるネットワークづくりを進めます。

また、問題をかかえながらも自ら声を上げにくい人に対しては、支援者から働きかけるアウトリーチの視点をもって、地域包括支援センター職員・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）・社協職員などによる訪問等の連携による相談支援の充実を図ります。



3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
------	------	--------



第4章

施策の展開

1 支援が必要な人を支える地域づくり

(1) 支え合いの仕組みづくり ●●●●●●●●

【現状と課題】

地区福祉委員会の認知度が低く、地域への周知を図ることで地域での福祉活動への参加を促し、地域の中に助け合いのつながりを育てていくことが必要です。

福祉活動の拡充には意識の高揚を図る事が不可欠です。今後も、福祉意識の高揚を高めるため、周知・啓発に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

啓発活動や交流活動を通じ、地域における助け合い、支え合いの意識づくりを推進します。また、障がいや介護の有無、国籍や文化の違いなどに対する理解を深めるとともに、一人ひとりの人権を尊重し、地域福祉の意識を高めていきます。

町の取組み

取組み	内容
生涯学習事業	・生涯学習の講師登録や活動支援を行います。
地域福祉活動事業	・関係部署が連携し、地域活動に関する情報共有の仕組みを検討します。
社会教育団体育成事業	・社会教育団体（PTA 連絡協議会、地域婦人会、子ども会育成連絡協議会、青少年指導員会）の運営補助金を交付します。
文化祭事業	・日頃の活動の発表の場として文化祭を開催します。
各学校園の教育振興事業	・開かれた学校・特色ある学校園づくりをめざした学校園運営を行い、「豊かな心」「元気な子ども」を育てます。
敬老会等事業	・敬老会を実施します。 ・敬老祝金等支給事業を行います。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
社協広報紙ふれあいの発行	・社会福祉協議会広報紙“ふれあい”の紙面において、地域での見守り、支え合いの活動についての記事を掲載し、啓発を行います。
ホームページや facebook の積極的な更新	・社会福祉協議会ホームページや facebook ページを積極的に更新し、情報発信の強化に努めます。
地区福祉委員会の活動強化	・いきいきサロン活動や個別援助活動、世代間交流の推進など、地区福祉委員会の活動強化を支援していきます。
地区福祉委員会だよりの発行	・各地区福祉委員会の広報紙で、いきいきサロン活動、見守り友愛訪問活動等の支え合い活動に関する取り組みを積極的に紹介していきます。

住民・地域の取組み

- 地域におけるちょっとした声かけをしましょう。
- 困っていることや、支援が必要なことの相談にのりましょう。
- 地域での見守り活動や声掛け活動等、地域での支え合いを進めましょう。
- 日頃より、地域で支援が必要な人を把握しましょう。
- 自らの知識や技術・特技を積極的に地域活動に活かしましょう。

(2) 地域におけるセーフティネットの構築 ●●●●●●●●●●

【現状と課題】

誰もが安心して暮らしていくためには、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動や町会・自治会、隣近所といった身近な見守り活動を通して、生活課題を抱えた本人・家族を発見し、社会福祉協議会が窓口となって、早い段階でケアに結び付けていくことが大切です。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会などとの連携を密にし、支援を必要とする人の的確な把握と相談体制の充実、制度の周知を図ることが必要です。

【今後の方向性】

すべての人が安心して暮らしていくために、生活困窮者への援助やホームレスなど、生活に困窮している人の生活の安定と自立支援に向けた相談及び援助の充実を図ります。

町の取組み

取組み	内容
コミュニティソーシャルワーカーの配置	・制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を進めます。
福祉サービスの充実	・「太子町障がい福祉計画（第4期計画）」において、現状のサービス必要量、ニーズを的確に把握し、計画的に福祉サービスの充実に努めていきます。
各種援護制度の活用	・生活困難者世帯の経済的自立を助長するため、生活保護制度や生活福祉資金貸付など、各種援護制度の周知徹底と活用を促進します。
地域支え合い体制の整備	・安心太子見守りネットワーク事業などの推進により、高齢者セーフティネットの強化を図り、孤立死の防止等に努めます。 ・ひとり暮らし高齢者等の見守り支援を行います。 ・日常生活用具の給付・貸与、緊急通報装置貸与事業を推進します。 ・愛の一声事業、「食」のネットワーク事業や救急医療情報キットの配布事業などを推進します。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
コミュニティソーシャルワーカーによる総合相談業務の推進	・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による総合相談により、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案について、さまざまなサービスや関係機関との連携する事により問題解決に向けて取り組みます。
愛の小箱貸付事業（善意銀行事業）	・住民が一時的に生活困窮の状態になった場合に、1万円を上限として貸付を行う太子町社会福祉協議会独自の貸付事業を活用し、生活困窮者の自立を促進します。
大阪府生活福祉資金貸付窓口業務	・低所得者、障がい者または高齢者の世帯等を対象に資金を貸し付けることにより、援助指導を行うことで経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるように支援します。
年末年始レスキュー太子事業（地域歳末たすけあい運動配分金事業）	・「地域歳末たすけあい運動」の一環として実施している事業で、年末から年始にかけて一時的に生活が困窮し、緊急で食料等の支援が必要な世帯に対し、現金や現物（食料品）を給付し、世帯の自立を支援します。
生活困窮者自立支援事業等との連携強化	・生活困窮問題をはじめとするさまざまな相談について、生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業所）や子ども家庭センター、しあわせネットワーク（府内の社会福祉施設による社会貢献事業）と連携し、問題の解決にあたります。

住民・地域の取組み

○地域の見守りなどにより、生活困窮者や生活困窮が予想される人などを把握した時には本人や家族と相談の上、町の相談窓口へ連絡しましょう。

(3) すべての人が安心して出かけられる環境づくり ● ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

より多くの人々が安全で快適に生活できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による整備の推進など、社会に存在するさまざまな障壁の改善を図っていくことが必要です。

車いす利用者や視覚障がい者などが一人で外出できるように、移動手段の確保が求められます。

【今後の方向性】

誰もが安心して安全に外出できるよう、道路・歩道をはじめとする公共施設や交通機関などのユニバーサルデザイン化を進めるとともに、誰もが気軽に利用できる移動手段の確保に努めます。

町の取組み

取組み	内容
観光案内サイン及びパンフレットの整備	・観光案内サインの整備により、来訪者の誘導及び利便性を図ります。
生活道路の維持補修	・住民生活の安全性と防災性の向上を図るため維持修繕並びに改良・拡幅・整備に努めます。
デマンド対応型交通「予約型乗合ワゴン」の試験運行	・町内在住の65歳以上の方を対象に町内を限定とした公共施設や病院などを乗降地に設定し、ワゴン車による運行により高齢者の外出を支援します。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
車いすの貸し出し	・車いすの貸し出し事業により、外出や移動が困難な方の社会参加を促進します。
車いす移動車ふれあい号の貸し出し	・車いす移動車“ふれあい号”貸し出し事業により、外出や移動が困難な方の社会参加を促進します。

住民・地域の取組み

○カーボランティアや外出介助ボランティアなどの組織化と有償活動も考慮した取組みにより、移動困難な障がい者や高齢者の外出を支援しましょう。

○道路や公園、公衆便所などの管理や清掃などへの取組みをすすめましょう。

○違法駐車や違法駐輪をなくすための取組みを地域ぐるみですすめましょう。

(4) 人権と権利擁護を推進し、虐待を防ぐ仕組みづくり ● ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

地域の人たちや子どもたちが福祉施設を訪問したり、福祉活動に参加し交流することで相互理解を深め、障がい者や高齢者に対する無理解からくる偏見などを取り除いていくことが重要です。

成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

【今後の方向性】

高齢者、子ども、障がい者に対するあらゆる権利侵害、虐待、配偶者への暴力などを防ぎ、早期に発見できるよう、人権意識の浸透に努めます。また、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの権利が守られ、必要な援助を受けられるよう、権利擁護について周知を図り、成年後見制度などの利用促進に努めます。

町の取組み

取組み	内容
人権教育事業	・人権教育推進協議会事業の活動を推進します。
権利擁護	・障がい児者の権利擁護を推進するため関係機関団体と連携を図りながら、障がい児者に関する、保健・医療・福祉等に関する専門相談の充実を努めます。 ・財産管理や契約の締結等に必要な判断能力が低下した場合に、本人に代わって、これらの行為を行う成年後見制度の周知に努め、利用の促進を図ります。
障がい者虐待防止	・障がい者の虐待の予防と早期発見及び要保護者への支援を講じます。
要保護児童対策地域協議会	・児童虐待等の要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦の問題に対し、地域の各関係機関及び団体が連携を密にし、児童虐待等の予防、早期発見から要保護児童等とその家族への援助にいたるまで、有機的な連携に基づいた援助方策、援助システムを検討し虐待の予防等を推進します。
児童虐待防止対策組織体制の充実	・児童虐待防止対策として、専門的知識を有するケースワーカー等の配置を行い、さらに高度な専門性をもったスーパーバイザー(専門的助言者)からの援助を受けられるようにし、児童虐待の防止対策におけるスーパーバイズ体制と権利擁護機能の強化を図ります。

取組み	内 容
総合学校支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー事業として、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等で、児童生徒が置かれているさまざまな環境に着目して働き掛けることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等と連携し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター（スクールソーシャルワーカー）を活用し課題解決を図ります。 ・学校支援チーム事業として、いじめを中心とした児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期対応・早期解決、相談体制の充実を図るため、さまざまな専門性を有する相談員等が連携して学校への多面的な支援を行うとともに、指導力向上を要すると思われる教員への対応の充実を図ります。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内 容
日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などの支援を行います。
コミュニティソーシャルワーカーによる総合相談業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による総合相談により、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案について、さまざまなサービスや関係機関との連携する事により問題解決に向けて取り組みます。
人権問題に関する研修会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題に関する研修会等に積極的に参加し、人権問題に関する意識の高揚に努めます。

住民・地域の取組み

○日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めましょう。

○高齢者、障がいのある人、子ども等住民一人ひとりが人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動を行いましょう。

○福祉サービスを提供する事業者は、利用者の利益と、基本的人権を尊重しましょう。



2 安心して健康に暮らせる地域づくり

(1) 地域で住み続けるための仕組みづくり ●●●●●●●●●●

【現状と課題】

地域活動、行事がもっと活発に行われるようにするため、近所づきあいを広げたり、活動の周知や広報を充実させる必要性を感じている人が多いため、地域で活動している団体の支援や町内全域への展開に向けた啓発活動など、共助の活動を広げていくことが必要です。特に、若い世代や新規移住者で近所とのつながりが低い人が多い現状があり、地域活動や行事についても参加の方法がわからない人が多いことから、重点的に周知・啓発に取り組む必要があります。

地域の清掃活動へ中心にかかわっている人は少ないものの、参加している人は5割半ばと高く、地域の清掃・美化についての活動の参加意向は高いことがわかります。今後も地域の清掃・美化活動を推進し、良好な環境維持のため美化清掃運動を実施していくことが大切です。

若者や子育て世代がふれあい TAISHI や竹内街道灯路祭り、太子聖燈会などのイベント参加を通じて地域とつながることで、地元に愛着を持ち、住み続けたいくなるような活動を地域の人たちと一緒に考えていくことが求められます。

【今後の方向性】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人とひと、地域間のつながりを深めるため、地域団体、学校、企業などと連携し、あいさつやさまざまなふれあいを通して、顔の見える関係づくりの促進を行い、互いに信頼し、協力しあう良好な地域社会の構築を図ります。

町の取組み

取組み	内容
クリーンキャンペーン事業	・町会・自治会を中心に各種団体及び地域住民が公共の場の清掃活動を行うことにより、ごみ事業の関心を高め、年間を通じて良好な環境維持のため美化清掃運動を実施します。
再生資源集団回収補助事業	・町会等の集団回収実施団体に対して補助金を交付します。
地域コミュニティ活動への支援	・各団体と情報共有や連携を図り、必要な取組みへの支援を行います。
ふれあい TAISHI	・社会教育団体をはじめとする各種団体による模擬店・フリーマーケット・ステージの催しを通じて親子、大人、子ども、地域の人々の交流の場を設定し、青少年の健全育成を図るとともに、地域の仲間づくりを推進します。

取組み	内 容
竹内街道灯路祭りの推進	・竹内街道のかつてのにぎわいや風情あるたたずまいを継承するため、街道を灯ろうの明かりでライトアップさせるほか、古民家でのコンサートや軒下ギャラリーなど、地域住民が手作りで行うイベントを協働で実施します。
太子聖燈会の推進	・太子町を愛する人々が聖徳太子の和の精神を尊び、人々の幸せを願い、ろうそくに火を燈すことにより、魅力あるまちづくりとまちの活性化を協働で実施します。
交流推進事業	・太子ゆかりの地友好都市（奈良県斑鳩町、兵庫県太子町、大阪府太子町）や太子あすかふれあいまつりに参加し、交流を推進します。
介護予防、生活支援総合事業	・地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が地域で医療、介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保できるように、充実を図ります。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内 容
地区福祉委員会活動の活性化	・各地区福祉委員会が実施する、“ふれあい広場”や“なかよし広場”など、地域での交流事業や世代間交流事業等の推進に努めます。
防災減災に関する取組みの推進	・社会福祉協議会役職員や地区福祉委員、登録ボランティアへの防災研修、町が実施する防災訓練への参加協力、非常持ち出し袋等の斡旋販売など、防災減災に関する取組みを推進します。
地域コミュニティの活性化に関する取組み	・高齢者や障がい者、子育て世帯が地域で孤立することのないように、地域コミュニティの活性化について住民や行政と協働で取り組んでいきます。

住民・地域の取組み

- 地域の行事に積極的に参加しましょう。
- 伝統的行事や活動の目的を再認識し、地域社会における親近感や連帯感を高めましょう。
- 魅力ある自治会活動の実施及び自治会活動の重要性をPRしましょう。
- あいさつや声かけなど、近所づきあいを積極的に行いましょう。
- 地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域に貢献しましょう。

(2) 安心して暮らせる仕組みづくり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

すべての人が安全で快適に生活できるよう、暮らしやすい生活環境を整備していくことが必要です。

【今後の方向性】

多様な住民の視点により、町のバリアフリー、ユニバーサルデザインの現状と課題を点検し、地域、団体、行政とが協力しながら、基本方針に基づき、計画的にバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

また、地域住民やボランティアが小地域福祉活動に取り組みやすい環境を整備していきます。

町の取組み

取組み	内容
交通安全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全街頭啓発活動を推進します。 交通安全運転者講習会を実施します。
障がい者へのバリアフリー等対応事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法に基づき、公共施設において社会における事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
小地域ネットワーク活動 (個別支援・グループ支援)	<ul style="list-style-type: none"> 地区福祉委員会を基盤として、地域の中で孤立を予防することや、支援を必要とする人を対象に、地区福祉委員をはじめとした地域住民が中心となって行う支え合い活動（個別支援事業・グループ支援事業）を推進し支援します。 【個別支援事業】日頃自宅に閉じこもりがちで社会との交流が少ない人に定期的に地区福祉委員が訪問し安否の確認を行います。 【グループ支援事業】地区福祉委員が主体となり、地域のボランティアの協力を得ながら、地域の高齢者・障がい者が自宅に引きこもったりしないように、集会所などの集まりやすい場所で、生きがいづくりや健康づくりを目的に仲間づくりの活動を行います。

住民・地域の取組み

- 隣、近所と物事を気軽に頼めるような信頼関係をつくりましょう。
- 身の回りのできることから助け合いをするという気持ちを育てていきましょう。

(3) 健康に暮らせる地域づくり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

健康寿命の延伸を目的に、「自分の健康は自分でつくる」という観点から、住民一人ひとりが主体的に生きがいを持って自らの健康づくりに取り組むことができるような地域づくりが必要です。

【今後の方向性】

「第三次健康太子 21(太子町健康増進計画・発育推進計画)」では、個人の健康観(価値観)に基づき住民一人ひとりが健やかで心豊かな生活を送れるように、個人や家族・地域関係機関・団体などと連携し、町全体で健康づくり運動を支援することで、みんなが支え合い、健康でいきいきと暮らす笑顔いっぱいの健康なまちづくりを推進します。

町の取組み

取組み	内容
地域の医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進会議を開催し、医療関係者等との情報共有を行います。 特定健診、特定保健指導の連携（イエローカード）を通じて、医療機関との連携を図ります。
生活習慣病予防を軸とした事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> 健康マイレージ事業による健康意識の向上を図り、各種事業への参加を促します。 ヘルシーライフ講座として、栄養・運動をテーマに実践と講義を取り混ぜながら、より効果のあるプログラムを実施します。また、個別指導と連続性を持たせた個人管理体制にて事業展開を行います。 地区学習会を実施します。 健康づくり推進委員研修会を実施します。 健康づくり応援団を中心とした活動をベースに「第3次健康太子21」推進事業を実施します。 いきいきトレーニングによる閉じこもり・介護予防事業を実施します。
健康相談・教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 月に1回の定例健康相談を開催します。 2か月に1回、自殺予防を目的にこころの相談「こころほぐしの会」を開催します。 健診結果をみながら、個別相談を栄養士・保健師が行う特定健診結果相談会を実施します。 ヘルシー・ライフ講座、糖尿病教室や和みの広場で開催する「ミニ健康展 in 聖徳市」を開催します。
地域支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年から介護保険制度の改正により、「地域包括支援センター」を設置し、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。 介護保険制度を持続可能な制度とするために、介護予防に重点を置き事業を進めます。

取組み	内容
介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・二次予防高齢者施策事業を進めます。 ・介護予防一般高齢者施策事業として、いきいきトレーニング、生きがい活動支援事業（お達者サロン）、お達者トレーニング、地域元気ぐんぐんトレーニングを実施します。
「地域包括ケア」実現のための施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の活力を生かす「自立支援（自助）」、「相互に助け合って生きる（共助）」、「人との交流による健康づくりと生きがいづくり（互助）」に「すべての人が尊厳をもって自分らしく生きる（公助）」を加えた「自助」「共助」「互助」「公助」の考え方を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域でさまざまな支援を受けながら安心して暮らし続けられるよう「地域包括ケア」の実現のための施策を展開します。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
安心・安全ウォーキング事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃より健康のために町内をウォーキングされている方々に“反射タスキ”を配布し、着用していただくことにより、自身の交通安全と健康に役立てていただき、さらには地域の防犯活動につなげていきます。
福祉団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会（和光会）、身体障害者福祉協議会、手をつなぐ親の会、母子寡婦福祉会、遺族会等、福祉団体の活動が充実したものとなるよう支援を行っていきます。
いきいきサロンなどで介護予防体操の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地区福祉員が主体となり地域で取り組まれる“いきいきサロン”において、参加者が自身の健康づくりへの意識を高めるための介護予防体操等を推進します。
生きがい支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町からの受託で、総合福祉センター2階部分を利用して実施する高齢者サロン事業です。利用される人に、軽体操や趣味活動を自分のペースで楽しみながら、身の回りの事が自分で出来る喜びを感じていただき、いつまでも“生きがい”を持ちつづけてもらえる運営に努めます。

住民・地域の取組み

○すべての住民が健康づくりの主役は自分と考え、積極的に家族、友人、近隣の人や仲間と一緒に楽しく健康づくりに取り組みます。地域の中で健康づくりの取組みをすすめてみましょう。

○健康のためのウォーキングや食育に関連した「笑顔いっぱいプロジェクト」に取り組みましょう。

(4) 地域で子どもが健やかに育つ仕組みづくり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

子育て家庭の孤立を防ぎ、負担を軽減するために子育て家庭を地域社会全体で支援していく、母子保健事業や子育て支援策の充実を図ることが求められています。

【今後の方向性】

日常生活における家庭での教育では親の役割は非常に重要であるため、親に対するサポートも必要となることから、地域全体で、子育てをする親と子どもを見守り、支援していく体制づくりを進めます。

町の取組み

取組み	内容
子育て世代の健康づくり	・健康マイレージによる健康意識の向上とそのきっかけづくりをします。
安全で安心な出産・育児の推進	・妊婦一般健康診査公費の助成を行います。 ・プレママ・パパ教室の開催や特定妊婦フォローを行います。 ・新生児訪問、未熟児訪問、乳幼児訪問事業を推進します。
保護者間の交流の場や機会の創出	・ファーストベビー講座を開催します。 ・子育てボランティアの育成を図ります。
青少年健全育成事業	・青少年健全育成推進大会を開催し、青少年の健全な育成を図ります。
障がい児保育事業	・障がいのある子どもの地域生活を支援するため、障がいのない子どもとともに、集団生活することにより、健全な社会性の成長発達の促進を図ります。
子育て支援センターの設置	・子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援、遊びの教室、子育ての情報提供等を実施し地域の子育て家庭に対する育児を支援します。
子育て短期支援事業	・保護者の疾病等の理由により、家庭内で児童を養育するのが困難となった場合などの理由で緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一定期間養育・保護を行う体制を整えます。
放課後児童会	・保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対して放課後の健全な育成を図るため保育内容の充実を図ります。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
小地域ネットワーク活動（子育て支援）	・就園前の子どもとそのお母さんたちの子育てサークル“ペアペアクラブ”の活動を支援していきます。
子育て連携支援員による生活支援等事業の実施	・子育て連携支援員の配置により、各関係機関や地域のボランティア団体等との連携をすすめ、生活困窮世帯の小中学生及び高校生への学習支援等を推進していきます。
小中学生を対象にした福祉教育の実施	・町内の小中学生を対象に、車いす体験や高齢者疑似体験などの福祉教育を実施していきます。

住民・地域の取組み

- 地域住民による、幼稚園、小学・中学生の登下校（園）の見守りを充実しましょう。
- 子育ての教訓や知恵の伝承ができる場をつくり地域ぐるみで子育てを行える環境をつくりましょう。
- 子どものときから地域社会の一員として、地域の人たちと一緒に地域づくりに参画して、地域で子どもが育つ仕組みをつくりましょう。
- 子どものころからの健康的な生活習慣を家庭、地域が協力して推進していきましょう。

(5) 防犯・防災の推進 ●●●●●●●●●●

【現状と課題】

住民の防災意識の高揚と地域における防災体制を強化していく必要があります。地域の避難行動要支援者の把握とその支援体制の充実は重要な課題となっています。

【今後の方向性】

要支援者の把握をするとともに、地域防災力の向上のため、自主防災組織の充実・強化を図ります。それとともに、防災リーダーの養成を行い、自助・互助の防災活動に対する支援を行います。

町の取組み

取組み	内容
青色防犯パトロール事業	・地域住民および職員のボランティアにより、小学校の下校時等に子どもの安全見守り活動を実施します。
防犯カメラ設置の推進	・町会等で設置する防犯カメラに対する助成を行い、安全で安心なまちづくりを推進します。
自主防災組織の育成	・自主防災組織の更なる組織化を推進するため、研修や訓練等に対する支援等を行い、自主防災組織の育成を推進します。
防災資機材整備費事業	・防災資機材整備費の助成を行います。
避難行動要支援者支援プランの推進	・災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などが名簿登録をすることにより、避難支援など関係者へ名簿の提供を行います。また、プランに基づく体系づくりを進めます。
学校防犯対策事業	・幼児・児童・生徒が学校内外において安心して生活できるよう施設を整備するとともに、学校安全ボランティアと連携し安全確保を行います。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
安心・安全ウォーキング事業	<ul style="list-style-type: none"> 日頃より健康のために町内をウォーキングされている方々に“反射タスキ”を配布し、着用していただくことにより、自身の交通安全と健康に役立てていただき、さらには地域の防犯活動につなげていきます。
災害ボランティア登録制度や災害情報メールの配信	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな災害を教訓に、平常時から災害支援ボランティア登録を実施し、災害情報メールの配信や、被災地支援ボランティアの募集など、災害時に出来るだけ早期に支援活動を行える体制をすすめていきます。
防災・減災の取組み啓発	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会役職員や地区福祉委員、登録ボランティアへの防災研修、町が実施する防災訓練への参加協力、非常持ち出し袋等の斡旋販売など、防災減災に関する取組みを推進します。特に町が実施する防災訓練では、高齢者や幼児でも食べることが出来るさまざまな非常食の試食、災害用備品や非常持ち出し袋の展示、災害ボランティアセンターに関するパネル展示などを行い、住民への啓発活動を行ないます。
非常持ち出し袋等の斡旋販売	<ul style="list-style-type: none"> 全住民を対象に“非常持ち出し袋”や“非常食等”の販売斡旋を行い、住民の自主防災力の高揚や啓発に努めます。
防災研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 社協役員や各地区福祉委員会を対象とした研修会に、防災・減災をテーマにした研修を定期的に取り入れていきます。

住民・地域の取組み

- 日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしましょう。
- 地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。
- 地域の防犯防災活動へ積極的に参加しましょう。
- 地域の自主防災組織などとの連携強化を図りましょう。
- 防災訓練等、地域での防犯防災活動に取り組みましょう。



3 地域活動を支える担い手づくり

(1) ボランティアの育成・充実 ●●●●●●●●●●

【現状と課題】

共に生き・共に支え合い・だれもが自分らしく安心して暮らせるまちづくりのためには、子どもから高齢者までのすべての住民が福祉の心を育てていくことが大切です。福祉についての学習機会の充実が求められています。

ボランティア活動を今までしたことがない人が多いため、ボランティア等の住民活動に関心を持ってもらえるような仕組みづくり、きっかけづくりが必要です。

【今後の方向性】

地域福祉の担い手の裾野を広げるため、定年後の世代や主婦など、地域の中にいる専門的な能力や技術を持った人材の地域活動や福祉活動への参加を促進します。

また、新たな担い手の育成のため、福祉教育の推進を図ります。

町の取組み

取組み	内容
福祉意識の高揚	・広報「太子」や社会福祉協議会の広報紙「ふれあい」、町ホームページなどにより、地域福祉活動やボランティア活動などの情報提供に努め、地域福祉意識の高揚を図ります。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
ボランティアセンター機能の強化	・ボランティアセンター機能を強化するための取組みを推進します。 (例えば、近隣市町村の社会福祉協議会との連携による広域ボランティアセンター機能について検討します。)
ボランティア情報の発信	・町内で取り組まれているさまざまなボランティア活動やボランティア募集等の情報を、ボランティアだより・ホームページ・facebookなど、さまざまなメディアで発信していきます。
各種ボランティア講座・研修の開催	・ボランティア活動を始めていただくきっかけづくりとして、各種ボランティア講座を開催します。また、登録ボランティアのスキルアップを目的とした研修会も企画していきます。
ボランティア体験事業の充実	・若年層の方や学生がボランティア活動に興味をもってもらえる場づくりとして、大阪府ボランティア市民活動センターと連携し、ボランティア体験事業を充実させていきます。
ボランティア担当職員の明確化	・ボランティアセンター機能の推進を図るために不可欠となる、ボランティア担当職員の位置づけについて、職員配置や業務分担の見直しにより、今まで以上に明確化させていきます。

住民・地域の取組み

- ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修などに参加しましょう。
- ボランティア団体やサービス事業所などはボランティア活動希望者を積極的に受け入れましょう。
- 地域で行われているボランティア活動を体験してみましょう。

(2) NPO・ボランティア団体活動の支援 ●●●●●●●●

【現状と課題】

住民のボランティアへの意向は高く、それを活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューの提供と支援が必要です。

【今後の方向性】

ボランティア活動への参加を促進するため、必要性和意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動などの情報発信やボランティア講座の開催、ボランティア参加機会の提供に努めます。

また、活動に関わるグループ・団体の活動が充実するよう、必要な情報提供や助言、コーディネートにより活動を支援します。

町の取組み

取組み	内容
花のあるまちづくりの会の活動との連携	・ボランティアによる公共用地への花苗などの植え付け及び維持管理や、花いっぱいプロジェクト活動への協力を行います。
唐川ホテルを守る会による活動	・平成 17 年から唐川のホテルの育成・保護、清掃活動、幼小学校の自然学習支援などの幅広い活動を展開し、平成 18 年には大阪府より「アドトリバー唐川ホテルを守る会」として認定を受けている活動を推進します。
地域福祉関係機関の連携強化	・地域福祉の推進に中心的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援していくとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体などと連携し、地域ニーズにあったサービスの充実を図ります。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
ボランティアグループ連絡会への支援	・ボランティアセンター登録ボランティアの代表者で組織される“ボランティアグループ連絡会”の運営支援を行っていきます。
ボランティアグループ活動の支援	・ボランティアグループ連絡会に所属する各ボランティアグループへの活動助成金を交付するとともに、活動の支援を行います。
ボランティア保険への加入促進	・ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険への加入を促進します。

住民・地域の取組み

- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ボランティア団体による活動内容の情報発信をしましょう。

(3) ボランティア等の活動基盤の充実 ●●●●●●●●●●

【現状と課題】

町会・自治会等住んでいる地域でのつながりによって活動している地縁型とNPO法人やボランティアなど、子育てや環境保全等の特定のテーマでのつながりによって活動しているテーマ型との交流や連携の場の整備を進める必要があります。

【今後の方向性】

現在、自主的な地域福祉活動を行っている人たちやこれから活動しようとしている人たちに対しても、活動の情報提供の充実を図るなど、誰もがボランティア活動に参加しやすい活動の拠点となる場の確保などの環境づくりに努めます。

町の取組み

取組み	内容
観光ボランティア街人の会との連携	・観光ガイド活動との連携のほか町内の各種イベントへの参加を行い、来訪者の増加を図ります。
太子町観光・まちづくり協会との連携	・本町の観光及びまちづくり団体相互の連携と協調により、観光事業の振興と発展を図ります。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内 容
ボランティア活動資金の確保	・さまざまなボランティア活動や地域福祉活動の財源確保の為、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金、その他の助成金を積極的に活用します。
ボランティアに関する広報活動の充実	・社会福祉協議会広報紙“ふれあい”や“ボランティアだより”の紙面、ホームページで、ボランティア活動について、啓発を行います。
ボランティアセンター機能の強化	・ボランティアセンター機能を強化するための取組みを推進します。 (例えば、近隣市町村の社会福祉協議会との連携による広域ボランティアセンター機能について検討します。)
異なる分野のボランティアグループ同士が交流できる場の提供	・ボランティアグループ連絡会主催行事において、さまざまなボランティアグループが協働で作業を行うことにより、グループ間の相互理解や活動連携の場の提供を推進します。
ボランティアが活動する場所の確保	・ボランティアが活動場所として使用することができる拠点の確保について、既存の施設や、空き施設の活用などをすすめます。

住民・地域の取組み

○ボランティア団体同士による交流を行いましょう。

○あらゆる世代が興味を持てるように、ボランティア活動の啓発を企画しまししょう。



4 適切な支援につなげる体制づくり

(1) 地域の相談体制の充実 ●●●●●●●●●●

【現状と課題】

地域福祉総合相談員であるCSWの認知度はまだまだ低く、地域への周知と関係機関との連携を強化していくことが重要です。

多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各種相談窓口相互のネットワークの強化など、相談体制の充実が求められます。

【今後の方向性】

身近な地域で気軽に相談ができるよう、民生委員・児童委員や地域の事業所、NPOなどと連携し、地域に密着した相談体制づくりを進めるとともに周知を図ります。

多岐に渡る複雑な問題を抱える相談者が増えているなかで、自治会、関係機関や団体などの地域活動による支援と公的なサービスとの連携を推進します。他分野における専門相談機関とのネットワークづくりを推進し、関係機関との連携により迅速かつ確に問題が解決できる体制の整備に努めます。

町の取組み

取組み	内容
総合相談事業	・地域包括支援センターの相談事業を推進します。
相談体制の充実	・民生委員・児童委員や社会福祉協議会などとの連携を密にし、援護を必要とする世帯の的確な把握と相談体制の充実を図ります。
コミュニティソーシャルワーカー相談事業	・制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に向けて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談事業を進めます。
母子・寡婦福祉相談指導	・母子・寡婦福祉会にて相談員の設置と活動を支援します。
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	・ひとり親家庭の自立に必要な情報提供をするとともに、相談体制を整えます。
虐待や権利擁護の相談支援	・高齢者の総合相談のみならず、虐待や権利擁護の相談支援、介護予防や地域づくりへの支援も行い、身近な相談支援を行います。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内 容
心配ごと相談事業	・民生委員児童委員協議会の協力により、身近な悩みごと、生活、家庭問題や福祉に関する相談についてお受けし、内容によっては専門機関へのつなぎを行う等の支援を行います。(毎月10日・25日に役場の相談室にて開設)
コミュニティソーシャルワーカーによる総合相談事業	・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による総合相談により、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案について、さまざまなサービスや関係機関と連携する事により問題解決に向けて取り組みます。
大阪府生活福祉資金の相談窓口	・低所得者、障がい者または高齢者の世帯等を対象に資金をお貸しし、援助指導を行うことで経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるように支援します。
小地域ネットワーク活動	・地区福祉委員会を基盤として、支援を必要とする人が地域の中で孤立することのないように、民生委員や地区福祉委員をはじめとした地域住民が中心となって行う支え合い活動を推進し支援します。
生活困窮者自立支援事業との連携	・生活困窮問題をはじめとするさまざまな相談について、生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業所)や子ども家庭センター、しあわせネットワーク(府内の社会福祉施設による社会貢献事業)と積極的に連携し、問題の解決にあたります。
福祉サービス等の苦情解決相談事業	・苦情受付・解決担当職員や第三者委員(担当役員)により、福祉サービス等の利用に際しての苦情解決相談を行います。

住民・地域の取組み

- 各種相談窓口を有効に活用しましょう。
- 近所の人による自主的な見守り活動などを通じて、困っている人などを把握した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへ報告しましょう。
- 地域活動等を通じて、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をしましょう。

(2) 地域施設の有効活用と交流 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

空き家や空き店舗等を有効活用するなど、地域の実情を考慮しながら、活動場所の整備を行っていくことが必要です。

各地域において気軽に相談に行ったり多様な住民が交流したりできる拠点をつくるなど、人とひととのつながりが持てる、多世代が交流するサロンなど新しいコミュニケーションづくりが求められています。

【今後の方向性】

地域活動の場として、町会・自治会の集会所の有効活用や福祉サービス事業者の施設の開放、地域の活性化にもつながる空き店舗等の再利用などに努めます。

地域における福祉活動を推進していくため、公共施設における地域福祉活動スペースの確保や学校の空き教室の活用などを進めていくなど、地域における必要な福祉活動に努めます。

町の取組み

取組み	内容
公民館活動事業	・文化クラブの活動に公民館の部屋の貸し出しを行い、夏休みこども教室、各種教室を開催し、学習の場を提供します。
町立総合福祉センターの活用	・ボランティア活動、各種福祉団体活動などの地域福祉活動を促進する拠点として、総合福祉センターの活用を行います。
既存施設の活用	・地域住民が気軽に集うことができる場所として、集会所や公共施設など既存施設の利用促進を図ります。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
総合福祉センターの活用	・総合福祉センターの指定管理者として、センター施設や多目的広場、ふれあい農園等を有効活用した事業の展開に努めます。
いきいきサロンの活性化	・地域の住民が気軽に足を運ぶことができる、各地区の集会所を有効活用した、事業の展開をすすめます。
福祉施設との相互協力体制の推進	・町内の社会福祉施設（社会福祉法人）との連携を密にし、各施設の相互協力体制による事業等の検討を行います。
地区福祉委員会活動の活性化	・各地区福祉委員会が実施する、“ふれあい広場”や“なかよし広場”など、地域での交流事業や世代間交流事業等の推進に努めます。

住民・地域の取組み

- 身近な交流の場として、公民館、集会所等を利用しましょう。
- 高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場をつくりましょう。
- 障がい者施設等において、障がいのある人と地域住民が交流できる行事や機会をつくりましょう。
- ふれあいサロン、子育てサロン活動へ積極的に参加しましょう。
- 隣近所で声を掛け合い、世代間での交流を図っていきましょう。



(3) 情報提供体制の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

支援を必要とする人が福祉サービス等を適切に受けられるよう、身近な地域での情報提供の充実を図る必要があります。

【今後の方向性】

福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報や各種イベントなどの情報を、時代やニーズに適應した情報提供ツールを活用し、情報を必要とする人に、正確に、わかりやすく提供できるよう努めます。

町の取組み

取組み	内容
消費生活友の会との連携	・消費生活について正しい知識を普及するとともに、その向上と安定を図ります。
広報太子の充実	・情報公開・情報提供の方法として毎月1回広報「太子」を発行し、さまざまな行政の情報を発信します。
町ホームページの充実	・よりよい情報提供手段の確保の為、ホームページの更新を図ります。
ボランティア団体等の情報紙発行等への支援	・地域で活動するボランティア団体等が、公共性の高い情報紙等を作成するにあたり情報提供などの支援を行います。
太子町地域福祉計画の策定	・地域の生活課題と現状を明らかにしながら、地域住民、行政機関、社会福祉事業者など、それぞれが連携・協力して課題を解決していくための仕組みや取組みを示した太子町地域福祉計画による情報提供体制を整えます。
地域福祉地図情報システムの整備	・生活に不安を抱く要支援者、それを支援する援助者等を地図情報として整理し、地域福祉活動を円滑に進めます。
地域自立支援協議会の設置	・障がい児者及び家族が、安心した自立生活、地域生活が送れるよう、地域自立支援協議会を設置し、推進を図ります。 そこでは、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい児者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等のネットワーク化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議します。
各種援護制度の活用	・生活困難者世帯の経済的自立を助長するため、生活保護制度や生活福祉資金貸付など、各種援護制度の周知徹底と活用を促進します。

社会福祉協議会の主な取組み

取組み	内容
社協広報紙の紙面の充実	・社会福祉協議会広報紙“ふれあい”やボランティアセンター広報紙“ボランティアだより”の内容の充実をすすめます。
社協ホームページの充実	・ホームページのコンテンツの見直しや、スマートフォン対応など、更に見やすいホームページづくりの検討をすすめます。
地区福祉委員会広報紙発行等への支援	・各地区福祉委員会が広報紙を発行するにあたり情報提供などの支援を行います。

住民・地域の取組み

- 福祉の各種制度への関心を高めましょう。
- 広報紙や回覧板などから積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集しましょう。
- 福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくりましょう。
- 老人クラブや地区の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしましょう。
- 介護、福祉、医療サービス提供事業所は、わかりやすくサービスに関する情報提供を行いましょ。



第5章

計画の評価・推進体制

1 計画の推進体制

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成するさまざまな主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していく必要があります。

「太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」では、太子町と太子町社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。

問題解決に向けた具体的な取組みについては、住民（地域）が行うこと、社会福祉協議会が行うこと、行政が行うことというように区分し、それぞれの事業や活動が関連しあって地域福祉の推進を図ります。

そのため、随時、施策・事業の進行等に関して情報交換や連絡調整を行います。

また、地域福祉を推進するため、公的支援の充実以外に、地域住民をはじめとする、民生委員・児童委員、町会、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者と連携し、それぞれの役割のもと、協働によるまちづくりを進めていきます。

2 計画の普及啓発

地域福祉は、地域の住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものが主体となって協働して推進していくことが大切です。

そこで、本計画の考え方や、施策の展開方向について広く住民に理解していただくため、さまざまな機会を通じて住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

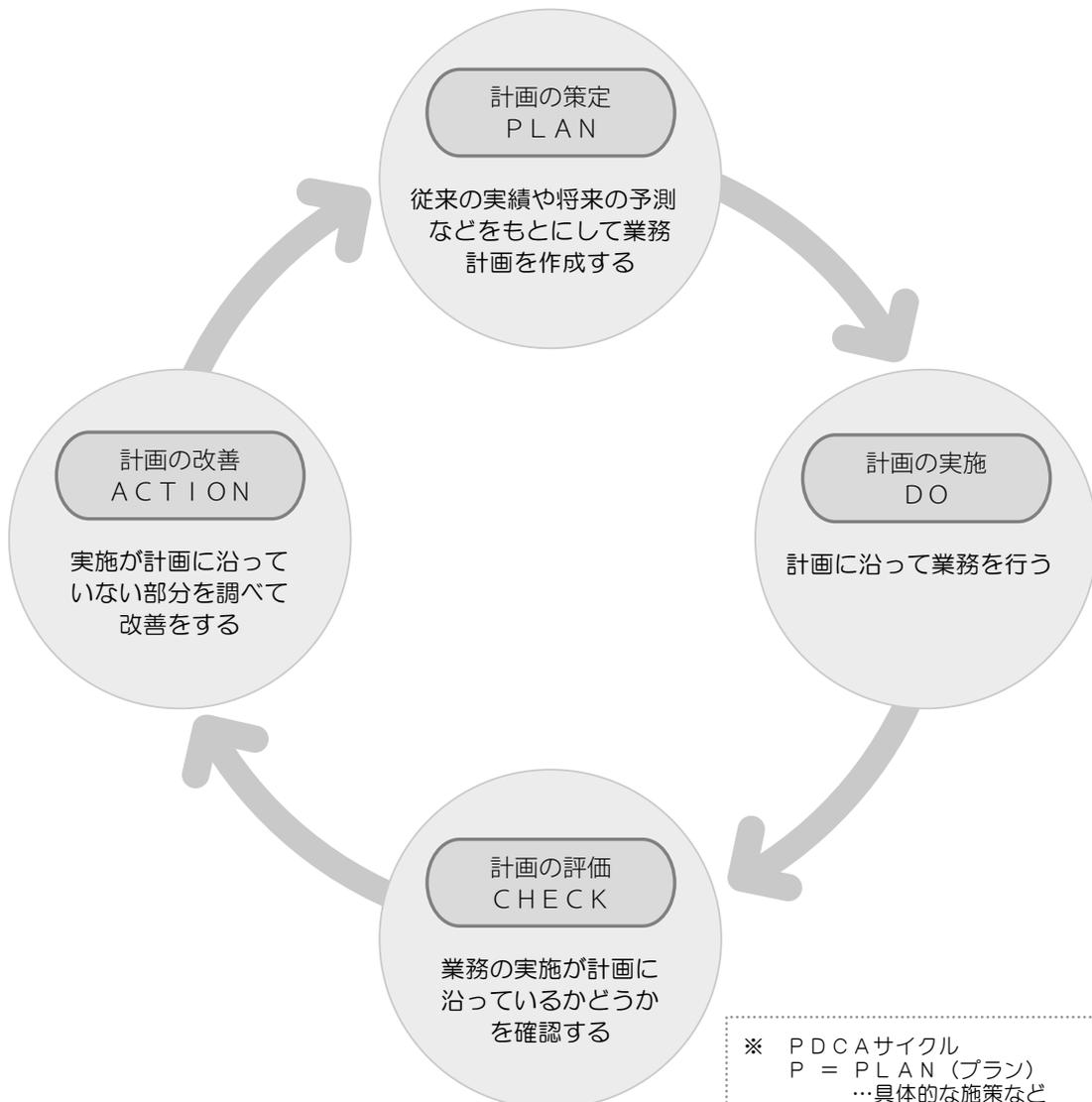
また、地域福祉への理解を深めるため、行政職員や学校教職員等への研修や啓発を進めます。

3 計画の進行管理

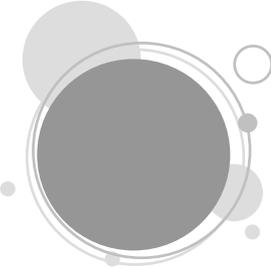
円滑な計画の推進を図り、より効果的な進行管理を行うため、行政を主に社会福祉協議会と協働のもと進捗状況の点検・評価を行います。

また、地域福祉は、課題解決に向けての不断の取組みであり、福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、具体的取組みの改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、取組みの継続的な改善を図る（充実させる）ことを繰り返していきます。これにより、計画を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へとつなげていきます。



※ PDCAサイクル
P = PLAN (プラン)
…具体的な施策など
D = DO (ドゥ)
…実行
C = CHECK (チェック)
…点検・評価
A = ACTION (アクション)
…改善



資料編

1 用語解説

あ行

【アウトリーチ】

本来、「手を差しのべること」の意味です。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人に対して、訪問などにより積極的に働きかけて支援することです。

【いきいきサロン】

町会・自治会を単位として、地区福祉委員が中心となり、ボランティアの協力を得て、地域の高齢者の方々が自宅に閉じこもったり、引きこもったりしないように、集会所や公園、お寺など、みんなが集まりやすい場所で生きがいや健康づくり、仲間づくりを行う活動です。

【NPO】

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

【協働】

住民、議会及び市町村が豊かな地域社会を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しながら協力し合うことをいいます。

【権利擁護】

認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うことをいいます。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されています。また、民法では成年後見制度が規定されています。

【高齢化率】

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が7%~14%の社会を高齢化社会、14%~21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会といいます。

【子育て支援センター】

子育て家庭等に対する育児不安等の相談指導、子育てサークル活動等への育成支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業、家庭的保育を行う保護者への支援などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

【コミュニティソーシャルワーカー】

支援が必要な高齢者や障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行います。おおむね中学校区に1人の設置を想定しています。

さ行

【災害ボランティアセンター】

大地震などの災害が起きた場合、多くのボランティアが全国各地から災害救援に駆けつけることが予測されます。これらボランティアの力を効率的、有効的に発揮してもらうため組織です。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人です。都道府県、市町村でそれぞれ組織されています。

【社会福祉法（昭和26年3月29日法律第四十五号）】

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、昭和26年に制定されました。制定当初から平成12年までは社会福祉事業法と呼ばれていましたが、この間の社会状況の変容を受けた社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成12年6月から社会福祉法として施行されました。社会福祉の目的や理念、原理などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められています。また、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るための規定を整備する改正が行われています。

【小地域ネットワーク活動】

地域の寝たきりやひとり暮らし高齢者、障がい(児)者、及び子育て中の親子等支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動のことです。

【自立支援協議会】

障がいのある人もない人も、分け隔てなく、自分らしく暮らすことのできるまちづくりを進めていくために、問題となることを話し合い、解決をめざしていく場のことです。

【生活習慣病】

食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常(高脂血症)、高血圧、肥満などの疾患の総称のことです。

【セーフティネット】

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止するしくみまたは装置を意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域においてさまざまな困難や課題を抱える「要支援者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

【成年後見制度】

判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等)を保護するための制度です。平成11年12月の法改正により、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められています。

た行

【地域福祉活動計画】

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画です。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたものです。

【地域福祉計画】

社会福祉法に基づき策定します。地域に住む誰もが地域社会を構成する一員としていきいきと日常生活を営むことができるよう、福祉に関連したさまざまな生活課題に取組み、互いに支え合うことができる地域福祉をどのように推進していくかをまとめたものです。

【地域包括ケアシステム】

住み慣れた地域において、支援が必要な高齢者等に対し、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できるような地域での体制のことであります。

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などのさまざまな支援を行う機関のことであります。

【地区福祉委員／地区福祉委員会】

地域内の「福祉のまちづくり」をすすめることを目標に、自治会や老人クラブなどの各種団体や関係機関の代表、民生委員・児童委員などで構成された「地区福祉委員会」が社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区単位で結成されています。各委員会では、地区福祉委員が、地域の中で発生する様々な問題を取り上げ、その解決のための小地域ネットワーク活動をはじめ、それぞれの地域の特性に応じた様々な活動に取り組んでいます。

な行**【日常生活自立支援事業】**

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などの支援を行う事業のことです。

【認知症高齢者】

高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことです。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。

は行**【パブリックコメント】**

公衆の意見の意味で、公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ることをいいます。

【バリアフリー】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がいのある人や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

【PDCA】

計画の進行管理において、個々の事業ごとにP→D→C→A（P=PLAN（プラン）（具体的な施策など）、D=DO（ドゥ）（実行）、C=CHECK（チェック）（点検・評価）、A=ACTION（アクション）（見直し））とサイクルを回り、再度、見直し後のPにもどり、具体的取組の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、取組の継続的な改善を図ることです。

【避難行動要支援者】

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を言います。災害時要配慮者とも呼ばれます。

ま行

【民生委員・児童委員】

民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職のことで、児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っています。

【無縁社会】

家族、地域、会社などにおける人とのきずなが薄れ、孤立する人が増えている社会のことです。

や行

【ユニバーサルデザイン】

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。施設や設備などにとどまらず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

【要介護認定】

介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要があります。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果等にもとづき認定します。介護の必要度（要介護度）は「要支援1～2」「要介護1～5」に分かれます。

2 計画の策定経過

会議等	日程	内容
地域福祉に関するアンケート調査	平成 27 年 4 月	住民意識調査の実施
第 1 回地域福祉計画策定委員会	平成 27 年 8 月 20 日	(1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画について (2) 計画の見直しに向けた課題整理について (3) 計画の体系(基本目標・基本施策)について (4) 基本理念について (5) 今後のスケジュールについて
団体ヒアリング調査	平成 27 年 9 月～10 月	団体ヒアリング調査の実施
第 2 回地域福祉計画策定委員会	平成 27 年 12 月 21 日	(1) 第 1 章「計画の策定にあたって」、第 2 章「地域福祉を取り巻く現状と課題」について (2) 第 3 章「計画の基本的な考え方」について (3) 第 4 章「施策の展開」について
第 3 回地域福祉計画策定委員会	平成 28 年 2 月 5 日	(1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画(素案)について (2) 施策の展開等について
第 2 期太子町地域福祉計画(素案)に関するパブリックコメントの実施	平成 28 年 2 月 12 日～ 平成 28 年 3 月 11 日	パブリックコメントの実施

3 設置要綱

○太子町地域福祉計画策定委員会規程

平成18年9月29日規程第9号

改正

平成22年3月31日規程第6号

平成24年5月1日規程第16号

平成27年4月27日規程第4号

平成27年7月31日規程第5号

太子町地域福祉計画策定委員会規程

(設置)

第1条 太子町地域福祉計画に関する事項を企画立案するため、太子町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長が必要と認めるときは、第2条の規定にかかわらず、協議事項に関係のある者に、委員会に出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会は、協議すべき事項の調整を図るため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表2に掲げる室等に属する職員のうちから委員長が指名するものをもって組織する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長それぞれ1名を置く。

- 4 部会長、副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長が必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず関係各室等の担当者等に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 8 作業部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉室が行う。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月1日規程第16号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月27日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月31日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表1（第2条関係）

太子町地域福祉計画策定委員会

区分	人数
学識経験者	1名
社会福祉関係団体、地域活動団体又は教育関係の代表者	11名以内
地域住民の代表（公募住民を含む）	3名以内
合計	15名以内

別表2（第5条関係） 作業部会

区分	室等
高齢・介護・障がい・保育・福祉関係	福祉室
保健衛生・健康づくり・健康保険・老人医療・年金	健康医療室
人権啓発	住民室
学校教育・社会教育・人権教育	教育委員会
防災（安否確認）	生活環境室
福祉まちづくり	地域整備室
社会福祉	社会福祉協議会

4 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

分野	役職	氏名	所属等
学識経験者	委員	小山 直樹	
社会福祉関係団体、 地域活動又は教育 関係の代表者	委員	伊庭 純夫	太子町民生委員児童委員協議会
	委員長	松井 史郎	太子町社会福祉協議会
	委員	岡崎 要	太子町和光会
	委員	見陰 良子	太子町身体障害者福祉協議会
	委員	仲谷 佐多子	太子町母子寡婦福祉会
	委員	小路 三千代	NPO コスモス代表
	委員	阪上 久子	太子町ボランティアグループ連絡会
	委員	水本 孝后	太子町婦人会
	副委員長	太田 伸治	校園長会代表
地域住民の代表	委員	森 義昌	やわらぎ保育園
	委員	奥田 敏彦	太子町区長会
	委員	毛利 守一	住民公募委員
	委員	上藪 久美子	住民公募委員

第2期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画

平成28年（2016年）3月 発行

太子町 福祉室 福祉グループ

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

電話 0721-98-5519

社会福祉法人 太子町社会福祉協議会

〒583-0991 大阪府南河内郡太子町大字春日 963 番地 1

太子町立総合福祉センター内

電話 0721-98-1311

